

平成26年第4回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

平成26年12月10日(水)

東洋町議会

余 白

平成26年第4回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場 議会議場
開 会 平成26年12月10日(水) 9時00分宣告
出 席 議 員 (9名)
議長 今宮 裕明 君 副議長8番 西岡 尚宏 君
1番 福島 登 君 2番 平山 照生 君
3番 高畠 俊彦 君 4番 小松 熙 君
5番 武山 裕一 君 6番 小野 正路 君
7番 田島毅三夫 君

欠 席 議 員 (0名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町 長 松延 宏幸 君
副 町 長 大坂 哲也 君
会 計 管 理 者 川田真由美 君
教 育 長 奈良崎幸一 君
総 務 課 長 光本 速雄 君
税 務 課 長 安岡 良仁 君
住 民 課 長 光本 孔士 君
産 業 建 設 課 長 伊吹真貴博 君
教 育 次 長 藤村明美智 君
地 域 包 括 支 援
セ ン タ ー 事 務 局 長 蛭子 浩久 君
総 務 課 長 補 佐 北川 晃彦 君
総 務 課 長 補 佐 長崎 正仁 君
税 務 課 長 補 佐 福原 良幸 君
産 業 建 設 課 長 補 佐 小池 昭平 君
代 表 監 査 委 員 弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 生松 克祐
事務局職員 原田 容子

議 事 日 程 別紙のとおり

議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 3番 高畠 俊彦 君 4番 小松 熙 君

平成26年第4回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

平成26年12月10日(水) 午前9時00分開議

- [日程第1] 議案第43号 専決処分事項「平成26年度東洋町一般会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第2] 議案第44号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第3] 議案第45号 東洋町老朽建物等の適正管理等に関する条例を定めることについて
- [日程第4] 議案第46号 東洋町指定介護予防支援事業者の指定に関する事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を定めることについて
- [日程第5] 議案第47号 東洋町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を定めることについて
- [日程第6] 議案第48号 東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについて
- [日程第7] 議案第49号 平成26年度東洋町一般会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第8] 議案第50号 平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第9] 議案第51号 平成26年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて

[日程第10] 議案第52号 平成26年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて

[日程第11] 議案第53号 芸東衛生組合理約の一部変更について

[日程第12] 発議第10号 「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現に向けた意見書について

[日程第13] 閉会中の継続審査・調査の申し出について

- (1) 総務教育民生常任委員会
- (2) 産業建設常任委員会
- (3) 議会運営委員会

[追加日程第1] 議案第54号 町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて

[追加日程第2] 議案第55号 教育長の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて

[追加日程第3] 発議第11号 議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて

[日程第14] 一般質問

余 白

平成26年第4回東洋町議会定例会 平成26年12月10日 水曜日
議事のてんまつ

議長

(今宮 裕明議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

直ちに、平成26年第4回東洋町議会定例会を開きます。

(再開時間:9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、専決処分事項補正予算1件、条例5件、補正予算4件、芸東衛生組合規約の変更1件、発議1件、閉会中の継続審査・調査の申し出1件の計13件、それと、一般質問であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

12月5日に産業建設常任委員会を開催し、その報告書が届いております。本定例会の開会日に付託を受けた、JAグループの自己改革の実現に向けた要請書は採択との報告がありました。以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入ります。

日程第1、議案第43号、専決処分事項、平成26年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

質疑について、まず、本会議で提出された全ての議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。また、議会会議規則第54条の規定により、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、また、その範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできないことになっております。その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により注意し、なお、従わない場合は発言を禁止します。

次に、試行として反問権を導入します。執行部は反問する場合、反問しなすと発言の上、挙手願います。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させることであり

ます。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第43号、専決処分事項、平成26年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第2、議案第44号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

通告してあります。2点、質疑させていただきます。一般職の勤勉手当に関する条例の改正についての質疑でございます。勤勉手当0.1パーセント、金額にして160万3千円ということになります。その増額について聞きたいと思います。

26年度勤勉手当は、2172万円計上されておりました、当初予算で。これは49人の職員数で割ると、1人当たり44万3千円が支給されるということになります。今回、その上に、更に160万3千円が追加支給されると、1人当たり47万6千円にもなるのであります。つまり、1人当たり1カ月、4万円近く、日額にすると2千円もの勤勉手当が支給されることになるのであります。これは、国民年金の満額受給額の7割ぐらいいにもなり、期末手当や残業など、職務に対する報償的手当は十分に出ているのに、なぜ、景気が悪く、住民の生活が厳しい今、また、町財政が厳しいのに多額の勤勉手当の上積みを行うのか、納得はできていません。0.1カ月分、160万円アップせよという、県人事委員会の勧告理由は何か、お聞きしたいと思います。

2つ目に、また、この勤勉手当は、本来は、優秀な職務姿勢の職員に報償的に支給するものであって、一律、全職員に増額するようなものではない。なぜ、成績が良好でないものにまで増額の一律アップを行うのか。正月前のお手盛りかと勘ぐっております。県下、最悪の経済状況の中で、必死に頑張っている町住民に対して、どう説明するのか、考えをお聞きしたいと思っております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

光本速雄総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

田島議員の質疑にお答えをします。

議案第44号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてですが、今回の改正では、国家公務員の人事院勧告が8月7日にありまして、月給で平均0.3パーセント及び勤勉手当で0.15月分を引き上げようと勧告がされております。また、高知県の人事委員会では、県内106事業所、3921人の個別給与の実態調査をしまして、月給は、県職員と民間の従業員の4月分の給料を調査し、主な給料決定要素であります役職段階、年齢、学歴を比較しまして、県職員の給料と民間の給料の差、平均で0.08パーセントとなっております。また、期末勤勉手当、ボーナスであります。昨年から本年7月までの1年間の民間支給実績、支給割合と、県職員の年間支給月数と比較をしまして、民間との支給の割合は、民間では3.94月、県職員の支給月数では3.85月で、差額は0.09月であります。10月14日に高知県の人事委員会は勧告をしまして、月給では、県職員は民間を下回っていることが認められるが、その較差は極めて小さいので、据え置くとしております。また、期末勤勉手当につきましては、民間のボーナスの均衡を図るために、0.1月分を引き上げる勧告をしております。本町のような小さな市町村では、人事委員会を設置しておりませんので、高知県の人事委員会に準じまして、今回、一般職の給与に関する条例の一部を改正するものでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)

私の方からは、質疑の2についてお答えします。

今回の改正は、一般職員の勤勉手当0.1カ月の引き上げとなっておりますが、高知県は本日、開会の定例会で、一般職だけでなく、特別職をはじめ、議会議員についても、期末手当0.05カ月引き上げる改正議案を提出致します。それを受け、県下市町村でも12月議会の中で、また、12月議会が終了している市町村は、臨時議会を開いてまで県に準じ、特別職、議会議員の期末手当0.05カ月引き上げる議案を提出する動きも出ておりま

す。本町も、他の市町村の動向も見極めながら、対処していきたいと考えておりますので、よろしくお願いを致します。

それでは、本題に入ります。ただいま総務課長から、高知県人事委員会勧告理由について説明がありました。期末勤勉手当等につきましては、条例、規則で定められておまして、今回の改正条文では、ちょっと理解しにくい部分があると考えましたので、今日、この参考書類として配布しました資料ですね、説明をさせていただきます。A4の横サイズになっております。まず、現行の支給月数は6月賞与で、期末手当1.2カ月、勤勉手当0.635カ月、合計1.835カ月となっております。12月では、期末手当が1.35、勤勉手当0.635、合計で1.985カ月分支給されております。6月、12月合わせますと、年間で3.82カ月というふうになっております。今回の改正で、12月賞与の勤勉手当が0.1カ月分加算されることとなりますので、0.635カ月から0.735カ月、この黄色のマーカーで示してある部分でございます。合計で2.085。これが、附則第1条の改正内容となります。附則第2条の改正の内容につきましては、勤勉手当の6月、12月分をそれぞれ0.685カ月として、期末勤勉手当の支給月数を、6月が1.885カ月、12月が2.035カ月とするもので、年間の支給月数も変更はございません。議員の言われるお手盛りではなく、勤務成績を評価して支給する勤勉手当の引き上げ、これは制度の改正であり、期末勤勉手当はワンセットということで、ご理解をお願いをします。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

再質疑させていただきます。

今、副町長、それから、課長から答弁ございましたが、1点、お聞きしておきます。今、課長の方からは、県のそういう、あるいはまた、国のそういう法律に沿って、あるいは、県のそういう人事委員会の勧告に沿ってと、こういうことございました。そして、ちょっと、お聞きしたいのはですね、国や県というのは、企業と公務員との、その給与の差額と、その今いう、基準というものは、東京とか、大阪とか、あるいは大会社とか、そういう大きな企業の方の給料を基準にして算定したものと聞いております。しかしながら、現在の東洋町を見たときにね、東洋町の企業が、あるいはその、そういう仕事をされている方が、どれぐらいの給料、また収入を得ているか。それに対して、

町職員がどれくらい受けているかという、この差をね、精査しなければ、私は、その県や国の、そういう大手の企業との差にして、それで、基準にして、こういうことにするというには、全く私は賛成できないし、また本当に、そういうことであれば、町は町独自で、町の企業と職員との給与の較差というのを、差というものを調べていただきたい。課長にお聞きしますが、どうですか、東洋町の企業の平均金額は分かっていますか。そして、それに対して、町職員の給与の平均と突き合わせていただきたいが、その計算ができておればお聞きしたいと思います。

それから今、副町長からも答弁がございました。どういいますか、今回、12月、この議会終了後に、また臨時議会を開いてでも、その特別職、あるいはまた、議会のそういう期末勤勉手当については、上げたいと、上げると、こういうことを言われましたが、全く必要ないと思うんですよ。今、私は言っているように、本当に今、この東洋町がどれほど財政的に困っているか、あるいは、そして、そのしわ寄せが住民さんにどれぐらいいっているかと、そういうことを考えたときにね、この議会の中で、このまた町の行政の中で、自分達の給与をそうして、どんどん上げていくと、こういうことに対しては、我々はもう一度、考えなおさなければいけない。そうと思いますが、この判断を町長、副町長にもう一度、考えていただきたいと思います。

それからもう1つ、副町長から、こういうことを言われましたね。勤務成績に応じて支給していると、こう言われました。それについて少しお聞きしますが、4段階ありますね。勤勉手当は、特に優秀、優秀、それから、良好、良好でないもの、こういう4段階に分かれて、100分の85でしたか、一番上が。それから100分の65やったか、ちょっとごめんなさい。そういうように、段階に応じて決めておられますが、特に優秀あるいは優秀ということであれば、ある程度の納得はできますけれども、良好なことというのはね、これは普通なんです。職員さんが、公務員さんが住民さんに対してサービスする、あるいは、その与えられた自分達の公僕としての行政事務を行うに当たって、普通の仕事をすることとは、これは普通なんです。勤勉手当の対象なんかあるわけではない。その上に、この服務姿勢が良好でないものまでに支給するということは、どういうことですか。勤務成績に応じて支給するのであれば、その服務姿勢が良好でないものにまでに支給する必要がないと思いますが、副町長に答弁をお願いしたいと思います。再問はこれぐらいいにしておきます。

議長

(今宮 裕明議長)

光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

再問にお答えをします。

町内の企業との比較の計算はできておりません。といいますのも、東洋町におきましては、人口規模に応じまして、人事委員会の設置をするか、しないかということになると思います。人口でいいますと、15万人以上の市及び特別区には、人事委員会を設置しなければならないとしておりますので、東洋町の場合は、それ以下ということで、人事委員会を設置しておりませんので、県に準じております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)

再質疑にお答えをします。

良好というのは、普通であるというふうな議員の考えですけれども、普通であれば期末勤勉手当がいただけるということにはなりません。評価については、また、あとの議案49号の中にも出ておりましたので、そちらでお答えをさせていただきますので、よろしくお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。3回目です。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

49号でも質疑させていただきますので、深くは言いませんけれども、よく考えていただきたい、行政あるいはまた職員の皆様方にね。今、住民さんがどれくらい困窮しているか、町はどれくらい疲弊しているか、そのことは一番大事なことなんです。それをよく考えていただいて、こういう給与を上げていくとか、手当を上げるというようなことについては、本当に慎重に、慎重に考えていただきたい。この160万円の財源はですね、住民の血税だということをね、よくこれを認識していただきたいと思います。それを先ほどのような理由は付けておりますけれども、追加支給するということについては、私は、これは本当に独断であると、行政と、ここで、この議会がどういう判断をするか知りませんが、議会とが判断してですね、住民さんに対して

は、本当に蚊帳の外で、知らないうちに、こういうことをしていくと。こういうことに対しては、私は議員として、非常に責任を感じております。町長は二言目には、金はないと泣き言を言っておりますが、なぜ、こうした、こういうアップをしていくのか、血税をこういうお金に使っていくのか、自分達の給与に使っていくのか、アップにつながっているか、そういうことを考えております。その分、年末を控えてですね、困窮している住民さんに、何らかの形で手当をしていくということを考えていただきたい。どうですか、この住民さんに対して、この正月、年末、何か、そういう自分達の分に。はい、ストップかかりますか。了解。このことについては、どうか、了解。ストップがかかりましたので、これで止めます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。7番、田島毅三夫君。反対討論ですね。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

この条例改正についての反対討論をさせていただきます。

この12月間際になって、今、職員に勤勉手当の増加が必要かと、そう考えております。その理由は今、聞きましたが、私は、その理由は、本当に一方的な、行政側の一方的な理由であって、住民さんが全く納得できないような理由でございます。年末を控えて、町住民がどうやって年を越そうかと苦しんでいるとき、また、服務姿勢が良好でない職員にまで含めてですね、全員に支給するという条例改正には、私は断固反対したいと思います。以上の理由をもって、反対討論とさせていただきますが、どうか、議員の皆さん、全員が私の、この反対討論に対して、この条例改正に反対する、賛成に反対することに賛成していただきたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

賛成者の討論はありませんか。次に、反対者の討論はありませんか。他に討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第44号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。
挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決
されました。

日程第3、議案第45号、東洋町老朽建物等の適正管理等に関する条例
を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

議案第45号、老朽建物等の適正管理に関する条例制定について、何点
かお聞きしたいと思います。

この問題については、前9月の議会においてですね、白浜の工場毒物の
撤去についての中で、少し質疑させていただきました。私の言っていたこと
が現実になって、私も、これは大変なことになったなと思っているんですけ
れども、課長からの説明では、老朽化した建物が付近住民に危険を及ぼし
たり、犯罪に利用されるおそれのある場合、その防止のためにまず、助言
し、駄目なら勧告し、それで駄目なら命ずることができると、撤去といいま
すか、管理の適正化を命ずることができると。それでも駄目なら氏名を公表
すると、こうなっておりますね。私が聞きたいのは、その氏名を公表しても
、それでも駄目ならどうしますかということなんです。この場合、9月の議
会では私は、そういう場合は町が代執行するか、若しくは、その全額町負担
での、この間のような形で撤去するのか、何らかの形でやらなければ、その
まま放置するわけにはいかないと、こういうことでございます。また、その
あとに、警察に必要な措置を要請できるとありますけれども、所有者に経
済力がない場合や相続問題などで所有権者が明確でない場合など、警察
権限で、どこまで対応ができるのか。その調査しておりますか。警察によ
って、警察権限で強制的に退去させることができるのかどうか、お聞きし
たいと思います。9月議会で、私が先ほどのように、負担した毒物撤去と、
今回の条例対象は少し違いますけれども、前回、同様の問題も起こらな
いとは限りません。その結局、撤去責任者といえますか、管理責任者が
不明な場合、あるいは、そのいない場合、そういう場合のときにはどう
するかということまでですね、この条例の中に網羅しておかなければ、
私は、これはざる法になると思います。どうしても所有者に安全管理が
できない場合、どうするのか、これも含めて考えをお聞きしたいと思います。

それから、2つ目になりますが、これぐらいの対応であればですね、既存

の東洋町安全で安心なまちづくり条例の、この第6条というのがありますが、その最後に、上段の、今の問題点を追加するぐらいで対応はできたのではないかという気がします。何も2つ作ったらいかんというではありませんけれども、重複するような感がするんですけれども、そのことについてもお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

光本孔士住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

田島議員にお答えをしたいと思います。

この条例は、老朽化して放置状態となっている建物の所有者等に連絡を取り、その対応を進めるために必要なものです。最近は、個人情報保護の観点から行政機関同士の紹介であっても、その根拠となる条例などを明記しなければなりません。東洋町には根拠となる条例がないため、今回の提案となったものです。田島議員が危惧されるような事態にならないためにも、所有者等と連絡を取りながら、問題の処理に当たりたいと考えております。また、警察に何を要請するのかというようなことでしたけれども、犯罪の防止等のことであって、建物自体のことではありません。それと、どうしても所有者が管理できない場合はとのことですが、先の議会でお答えしましたように、それぞれのケースを検討していくことになると考えております。なおですね、行政代執行の件については、建築物などの解体、撤去については、町には、その権限を持っておりませんので、載せることができません。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

課長にお聞きします。

私が聞いているのは、その連絡を取っても駄目なときの対応を聞いているのであります。もう一度、お答え願いたいと思います。そして、それぞれのケースと言われました。その場合には、それぞれのケースによってと、こう言われましたが、それぞれのケースということは、どういうことでしょうか。具体的に、1、2点、例を引いてお願いしたいと思います。再問はこれで止め

ておきます。

議長 (今宮 裕明議長)
光本住民課長。

住民課長 (光本 孔士住民課長)
それぞれのケースということはどうですか、田島議員も言われたように、全く管理する者がいない状態とか、そういう場合には、それぞれの状態を検討して、対応をしていくということになると考えておりますので、今のところ、どういう事態が出てくるのか、そういうことになるのかも、現実、起こってないわけですので、まずは連絡を取りながら、何回も話をしてですね、撤去なり、管理をお願いするということになると考えております。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
7番、田島毅三夫君。3回目。

7番議員 (田島 毅三夫議員)
それでは、お聞きしますが、こういう被害を付近に及ぼす、あるいは私が9月に言ったのは、災害時といいますか、震災時といいますか、その避難するということにですね、避難通路等に、その建物が倒れた場合はどうするか、そのときの予防のためにということで質疑したんですけれども、つまり、起こってからでは遅いという問題なんです。火事にしてもそうであります。隣に倒れても、台風のときに隣の家に倒れ込んでも遅い、あるいはまた通行人にケガをさせても遅いわけでありまして。事が起こってから考えたいと今、答弁がりましたが、そういうことでなくて、私は最悪のことまで想定して、その防止をしなくては、条例がざる法になると、意味がないと、こう言っているんです。もう一度、分かりやすく説明をお願いしたいと思います。

私の考えはですね、今いう、管理者が特定できない、あるいはまた住民さんに、こんな放置をすれば、たちまち被害が及ぶおそれがあるような場合に限ってですね、これは、町が一時、代執行していきと、そして、その土地について、今いう、管理者に、一応、打診はしなければいけませんけれどもね、この間の毒物撤去のような形で、まず、住民さんの生命あるいは財産を守るということから発して、まず、それを撤去すると、代執行すると、こういうことまで是非、規定していただきたい。そうしなければ、条例制定の意味がないと、こう思っておるわけでございます。もう一度、町長にお聞きしたいと思います。

いますが、町長どうですか、こういう町の住宅あるいは施設が、こういう問題が起こったときにね、住民さんの生命を守るという視点から、これは代執行ということも考えていただきたいが、町長の考えをお聞きしたいと思います。これで質疑を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答え致します。

基本的にはですね、住民課長からの答弁のとおりでございますけれども、個人情報の収集がですね、大変、困難な時代となっていることは、ご承知のとおりだと思います。役所間においてもですね、なかなか根拠を示してもらいたいという時代になっております。個人の財産の帰属においてもですね、町外に居ると思われるような方との連絡も、なかなか調査を必要とする場合においても、さまざまな支障を来しているという現実がございます。個人の情報調査に、何を根拠に問い合わせを必要とするのかということでございます。今回ですね、こういう条例をまず、根拠にして、その手続きを順序立てたものを制定するというところでございます。意味がないということではないというふうに思っております。まず、このような根拠の条例を制定して、それ以外の問題が起こった場合ですね、いろいろとご指摘がございましたけれども、そういうような問題が起こったときには、そのときにどのような対応が必要か、今回の毒物の件に関しましては、弁護士に相談をしております。その対処を順序立ててやってきた関係もございまして、1年近くかかってしまいましたけれども、そういうような事案もあろうかと思いますが、今回の条例はですね、まず、個人情報を中心に、個人財産との関係で規定をして、これに基づく調査をするということが主な目的でございますので、ご理解を願いたいと思います。

それから、代執行の件ですが、これも町には、そのような権限はございませんが、県とも相談しながらですね、どういう方法が一番いいのかというようなことはですね、今後、検討課題ということで、ご理解を願いたいと思います。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認め

ます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第45号、東洋町老朽建物等の適正管理等に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第46号、東洋町指定介護予防支援事業者の指定に関する事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第46号、東洋町指定介護予防支援事業者の指定に関する事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第47号、東洋町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第47号、東洋町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決

されました。

日程第6、議案第48号、東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第48号、東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第49号、平成26年度東洋町一般会計補正予算第3号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

何点か通告してあります。13ページの高齢者集合住宅使用料48万円と管理委託費用210万5千円の補正についてお聞きしたいと思います。

1つ目の質疑でございます。あと4カ月ということは、年度末まであと4カ月になってですね、使用料48万円が補正されましたが、何人入居されて、全部で入居者が何人になれるのかお聞きしたいと思います。

2つ目にですね、管理委託費用があと4カ月分で、210万5千円が計上されておりますが、この補正された委託費用の内容をお聞きしたい。委託内容ですね、お聞きしたいと思います。当初予算では、管理人委託事業として、すいません。通告書には間違っって合計を書きました。訂正させていただきます。管理人委託業務として203万4千円が計上されておりましたが、合わせて413万9千円となりますが、今回の委託分との兼ね合いといいますが、合わせてどのような委託管理方式といえますか、システムが変わるのかお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

蛭子地域包括支援センター事務局長。

地域包括支（蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長）

援センター 田島議員の質疑にお答えを致します。

事務局長

まず、1点目ですが、今年の4月現在の入居者は3人でございます。そのうち、1人が6月に退去されまして、その後にはですね、入居された方が3名おりますので、現在、5名の方が入居されている状態となっております。その方達の入居料を3月まで見込んで計上をしております。

次の件ですが、1年間に必要な管理委託料は410万あまりとなりますが、今年の1月の予算査定の段階では、高齢者住宅の入居者数が0人でありましたため、半年分の委託料しか計上をしておりませんでした。今回、あと半分の210万5千円を増額計上しまして、補正後の管理合計を413万9千円としておるところでございます。管理料もですね、当初の計画とは変更なく、そのため管理内容も変動はございません。年度当初から昼間の管理人はシルバー人材センターにお願いして、夜間は2名の方に交代で管理をしてもらっております。以上でございます。

議長

（今宮 裕明議長）

7番、田島毅三夫君。

7番議員

（田島 毅三夫議員）

1つ目の質疑をさせていただきます。

20ページの保育所建替移転検討調査委託料として、788万4千円が計上されておりますが、その事業内容についてお聞きしたいと思います。どこへ、これは住民さんといいますか、共同ということも聞いておりましたが、どこへ委託して、どのような形で行うのかということでございます。まず、1点お聞きしたい。それから、その移転先も裏ということは聞いておりますけれども、できれば、具体的に言えればお聞きしたいと思います。また、その進入路等はどう確保するのか。そして、そのまた、設置するという面積といいますか、どれぐらいのを予定しているのか。それから、造成なのか。もう既に、そういう平地になっている場所を目論んでいるのか、予定しているのか。その土地は必ず確保できる形になっておるのかどうか、完成までのスケジュールをお聞きしたいと思います。

2つ目の質疑でございますが、この場合ですね、現在、甲浦保育所に東から、あるいは西から車、あるいはまた徒歩、自転車等で通園、親御さんが連れてきておりますけれども、現在、通行車両のですね、避難場所がない

んですよね、あの通路には。そういう問題や通行安全対策として、周り角の角切り等をですね、通園の安全確保も検討課題に入るのかどうか、この2点をお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

田島議員にお答えしたいと思います。

ひょっと、勘違いがあるような感じを受けますけれども、この事業ですけれども、県の事業でですね、保育所の高台移転あるいは高層化の検討を行う事業です。高台の移転とかですね、高層化、そうです。検討を行う事業になります。建てるという事業ではありません。このご質疑の中でまとめてお答えしたいと思いますけれども、そういうことで、入札をしてですね、委託先を決めるわけで、まだ、決まっておるわけではありませんし、事業の内容というのはですね、まずは移転場所の選定あるいは高層化に必要な調査、測量と、具体的には候補地調査、用地測量、地質調査などが当たります。次にですね、移転あるいは高層化計画の作成等ということで、移転施設の概略計画の策定とかですね、全体事業費の積算、見積もりですけれども、そういうことの事業になります。スケジュールについては今、言ったようにですね、委託者も決まってないですし、決まってから詳細を詰めて事業を実施するわけですけれども、最低でも6カ月以上はかかるであろうということは想定しております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

課長も、ほんまにお人が悪い、言うてくれればいいのに、通告してあったのに。

1つだけお聞きしますが、高層化ということになれば、これは津波対策ということでしょうか。それとも、その今いう、高台へ移転をするということにして、その上に、更に高層化というのか、ちょっと、そこは分かりませんが。もし、説明できればお願いしたいと思います。

そして、この2番目については、どうでしょうか、ちょっと、この場で答弁は

難しいでしょうか。もし、できればお聞きしたいと思います。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
光本住民課長。

住民課長 (光本 孔士住民課長)
お答えします。

当然、元々の事業は、安全確保対策という事業になっておりますので、高台移転であり、あるいは高層化して、津波に対応できるということも想定はされております。

それと、2つ目になりますけれども、これについてはですね、いよいよ、どこそこに建てるという段階になってからの話になると思います。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫議員)

3つ目の質疑に移らせていただきます。

22ページになっております。新規漁業就業者支援事業費補助金として、46万5千円が追加されましたね。これは、183万8千円というのは、以前にありましたが、それに対しての追加なのか、また、別口追加なのか、あるいは、その補助の内容、事業の内容をお聞きしたいと思います。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の質疑にお答え致します。

今回の補正については、新たに1名、甲浦地区から1名の研修生の生活支援として、月額15万円上限で、来年1月から3月までの3カ月分として45万円、それと、研修生の損害保険料として3カ月分、1万4860円となっています。以上です。(議席より、漁業の業種はと発言あり。)1本釣りです。

議長 (今宮 裕明議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

今、1本釣りの方が新規就業と、こういうことを聞きました。1本釣りとなったら、船が要るんですよね、道具も要るんですよね。こういうことについては、どうなっているのか。その今いう、人件費だけが4カ月分ですか、1、2、3、3カ月分が補助されておりますけれども、そういう、その船、そういう付帯した、そういう、その操業に要る物なんかは、どうなっているのかお聞きしたいと思います。1つ、1点、疑問点がありますので、お聞きしておきます。今、課長の方から、新規ということを言われましたが、これはどうなんですか、どこかの船に乗って、便をもらっていくということもできるんでしょうか。それとも、その今いう、新規、新しく、自分がいろいろな物を揃えてやっていくということに対しての補助も出るんでしょうか。その1点だけお聞きして終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

再質疑にお答え致します。

今回、申請があった研修生についてはですね、親子でやっている研修生となっております。親子の場合ですので、対象者としてですね、要項がありますので。1点目に、新たに自営等の沿岸漁船、漁業に就業を希望される原則、65歳未満の方、自営等の沿岸漁船、漁業とは、20トン未満の漁船による曳き縄、1本釣り、機船船曳網などの共同経営。2点目にですね、支援開始後、2年以内に沿岸漁業者として自立することを目指す方となっております。3点目に、新規漁業就業者支援事業の審査会で、計画が適当であると認められた方が対象となっております。その中で、研修生の生活支援が15万、月20日以上で2年以内と。それと、2番目に、漁業技術指導者への謝礼として、月額5万円、これも20日以上。今回の場合は親子ですので、これは出ません。それと、研修生の損害保険料、あと、新たに自立する方についてはですね、船の、これが終わったあとにリースとかという形もできるそうです。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

こういう支援事業はですね、極力、活用していただいでですね、心配しているのは、鮪漁船のですね、そういう乗組員さんの養成といいますか、育成といいますか、そういうことも、地元の若い人をどんどん、こういう事業を使って、増やしていったらどうかという考えを持っております。今後、考えていただきたいと思っております。

それでは、4番目のですね、29ページになりますが、勤勉手当2332万円の支給の根拠を聞くということで、何点かお聞きしたいと思えます。9月でしたか、副町長の方から、今後、この勤勉手当については、職務の成果や、それから、勤務対応などを厳しくチェックしてですね、査定していくと、こういう主旨の答弁がございました。今回の服務姿勢はですね、今回のアップといいますか、12月後に160万円アップして、支給されることになりましたが、その服務姿勢の査定というのは、どのようにやったのか、チェックしたのか、できれば1、2例でも構いませんが、例を挙げて説明していただきたいと思えます。それから、これは一番大事なといいますか、私がお願いしてあったのは、連絡とか、報告などの有無とかね、住民さんに対する、その約束の不履行や、そういう住民さんの声を反映させた査定をしていただけるのかと、していくのか、こういう質問をしましたが、今回の場合、それも参考に入れたのかどうかお聞きしたいと思えます。

2つ目にですね、毎年、予算額が満額支出されているように聞いております。決算書を見ても分かりませんので、担当課長に聞きましたが、課に聞きましたが、そういうことらしいです。なぜ、検討したいと、こう言われた、これも副町長の方からありましたね。今後、そういう総額支給については検討していきたいと、こういう答弁もございましたが、そういう当初予算に計上された金額が、そのまま満額消化されていくというようなやり方、それは増減があれば知りませんよ、その人数的な増減があつたりしたら知りませんけれども、そういうことを是正されたのかどうか、12月分についてですね、お聞きしたいと思えます。当初予算に26年度計上されておる金額は2171万7千円でありましたね、この額に不用額は出ているのかという、これ、財政担当者、分かっておればお聞きしたいと思えます。12月勤勉手当を支給する金額が出ておりますので、それを引いて支給したとして、どれぐらいの剰余金といいますか、不用金が出ておるのかどうか、お聞きしたいと思えます。

それから、ちょっと気になるのはですね、この予算というのは、あくまで予測であります。予測であつて、前年度の実績も勘案してですね、これぐらい

要るであろうという、予測の予算でございます。しかし、年間、2期を通じて、4段階の、その服務成績によって支給される手当がですよ、もう、そのまま当初予算で、決めた金額をそのまま支給されることについては、全く私は疑問を持っております。おかしいと思っております。その都度、増減するのが普通であります。当初予算どおり、満額使用されたことには考えられないわけでございますが、結局、4段階に分けた、その特に優秀、優秀、良好、良好でないという、4段階に分けた方が、以前の説明では、例えば、特に優秀が10名おれば、良好でない方も10名、そして、優秀な方が5名であれば、良好な人も5名と、こういうように合わせて、その枠の中で支給していると、こう聞きましたが、これは今でも、この12月査定にも、これが継続されたかどうか確認したいと思います。

それから、3つ目にですね、25年度及び26年度、この予算書は26年度ですから、25年度は駄目だといえば仕方ありませんが、できれば参考としていただきたいが、上半期と下半期、それぞれの特に優秀、優秀、良好、良好でないという、4段階の職員数だけで結構です、名前も要りません。課も要りませんので、この職員数だけ是非、教えていただきたい。公開していただきたい。お願いします。

それから、4番目でございますが、勤勉手当をですね、なぜ、服務姿勢が良好でないものにまで支給するのかと、こういう疑問を持っております。これは住民さんの声も聞いておりますが、そういうことは、私は行政のお手盛りだと、こう言ってきたんですが、例えば、公共施設の運営を兼職して、早朝から遅くまで頑張っている職員、あるいは人の嫌がるような、そういう、その強制徴収するような職員さん、そういうですね、人、職員、それから、提案やアイデアを出してですね、町行政の、そういう、その活動に、職務に、そういう寄与している、そういう職員さん、そういう職員さんに限ってですね、この勤勉手当を出す、そういうことであって、誠実で丁寧、親切、約束を守る人、嘘を言わない人などはですね、公務員として当たり前なんですよ。先ほどの副町長の答弁では、その良好というのは、その人に対しても、良好ということに対して勤勉手当を出すと、こういう答弁がございましたが、私は、これは職員として、公務員として当たり前なことなんです、これが。それ以上の方に勤勉手当を出していく、それ以下の人には出さないと。こういう方針に変えていただきたい。これは国の方針があるから駄目だと言いましたが、今後、こういう東洋町が、こういう困窮した財政状態の中では、こういうことにも手を付けていかなければいけないと思っております。そういう意味からも、今後、その条例改正も考えていただきたいと思っておりますが、町長、どうでしょうか

ね。

それから最後に、44号で質疑に入れてありましたけれども、ちょっとそぐわなかったので、こちらに変更させてもらって、同じ質疑でございます。予算書には、期末勤勉手当として合わせて計上しておりますが、これは併合する理由が分からない上、各金額が把握しづらいと思いますので、できれば期末と勤勉を切り離して計上するよう求めますが、いかがでしょうか。この5点についてお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)

田島議員の質疑にお答えを致します。

まず、1から5ということであります。全体について答弁をさせていただきます。まず最初に、9月議会で、副町長が総額支給は考えたいと答弁したというふうに発言がありましたけれども、私、記憶がないんですけれども、ご指名をいただきましたので、答弁をさせていただきます。

まず、支給の根拠につきましては、議案第44号の中で説明をしたとおりでございます。この参考資料の支給月数に準じて計算をしたら、この金額になるということでございます。すいません、2332万円についてですね、私、個別に計算してませんので、支給割合を職員数で掛けていったら、こういう金額になるということで、ご理解をお願いします。

まず、制度について若干、説明をさせていただきますが、田島さんが一番気になっております評価ですね、これにつきましては、まず、もちろん勤勉手当の査定になります。基準日が6月1日、12月1日ということで、年2回、日を定めてですね、評価をしております。まず、職員の評価につきましては、所管課の課長が評価シートっていうのを使ってですね、各課員の評価をしております。その評定要素につきましては、いいますと、責任感、知識技能、仕事の正確さ、積極性、表現力、勤勉さ、判断理解、企画研究、協調性、規律、上司への報告、提言、住民の応対、問題の解決というように、14項目の評価シートによってですね、所管課の課長が課員を評価して、その14項目を1点から5点という点数を付けてですね、採点を致します。その集計したものをですね、総務課長に提出をしています。当然、議員指摘の纏々ありましたことについては、この14項目に入っておりますので、そういったことを含めてですね、シビアに査定をしてくれていると思っております。そ

れと、管理職の評価につきましては、私が、同じ14項目なんですけれども、職員と若干、内容が違います。統率、指導、責任感、知識技能、積極性、勤勉さ、企画研究、表現力、判断理解、規律、報告、提言、住民の対応、問題の解決という、この14項目で、私が各課長の評価を、同じく1から5段階です、点数を付けて、総務課長の方に提出をします。総務課長は、提出を受けた評価シートを算定をして、一覧表にまとめてくれます。それを基に、私と教育長、総務課長で組織する、人事評価審査会を開きまして、審査結果をまとめた上、町長に報告書を提出しております。最終決定につきましては町長になりますが、報告書により判断をいただいているところでございます。

勤勉手当を服務姿勢が良好でないものにまで支給するのか、また、普通の職員は給料や期末手当が出ているから、勤勉手当を支給する必要がないというような議員の考えでございますけれども、基本的には、全職員に期末勤勉手当というのは支給されます。町長の裁量で成績により、勤勉手当をカットした実例としまして、思い出したくもありませんが、平成20年6月の賞与では、私ともう1人の職員は、勤勉手当を50パーセントカットされました。また、もう1人の職員は、勤勉手当を100パーセントカットされております。こういったですね、恣意的な対応はいかなるものかというふうにございます。期末勤勉手当支給率、6月については、期末が1.2、勤勉0.635カ月、これにつきましては、議案44号のときに支給割合については説明をしました。12月だけ捉えますとですね、1.985カ月分を支給の対象にするわけですけれども、それは、ただいま説明しました評価シートを基に、審査結果を報告した結果、最終的に町長が判断をされたということになります。

そしてですね、25年度、26年度、上半期、下半期、それぞれ職員数を聞くということですが、ごめんなさい。全て報告したら一番いいんでしょうけれども、25年の6月には、減額した職員は2名、25年の12月には6人、26年の6月には2人、一応、減額をして、支給をしております。(議席より、12月はと発言あり。)12月は、まだ支給してませんけれども、一応、今の段階では、すいません。ちょっとごめんなさい。12月の資料持っていませんので、またあとで報告させていただきます。以上、すみません、抜かった部分があるかと思っておりますけれども、よろしくお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

あとの答弁からお聞きしておきますが、減額したというのは、何を基準に減額したんですか。うちの聞いているのは、特に優秀、優秀、良好、良好でないものの4段階の人数を聞いたんですよ。減額したということであれば、どういう、何からなんぼ減額したのか不明ですので、再答弁をお願いしたいと思います。私のこういう質疑は44号でも言いましたけれども、要するに、この48万円という、年間ですね、月4万円という勤勉手当が本当に、これは適正かどうかという疑問です。報酬をもらっております。ごめんなさい。給料をもらっております。それから、期末手当も月にしたら、約8万円もらっております。その上に、いろいろの、種々の手当ももらっておりますが、この勤勉手当に4万円という、月4万円という勤勉手当の額はですね、これは非常に、うちはそぐわない、この東洋町の財政困窮あるいは住民さん方の今の苦しみから考えたらですね、あまりにも桁はずれた金額であると、これを何とかしろというのが質疑の趣旨であります。そういう意味からも、やはり、これは今後、考えていただきたいのは、特に優秀あるいはまた優秀な方については、それは認めましょう。しかしながら、その金額にしても、これほどまでに出す必要はないと、国がどう言おうが、県がどう言おうが、東洋町はこうするんだという、毅然としたものを持って対応してもらいたいと思います。例えていえばですね、金額を出すのはちょっとはばかりですが、半分ぐらいでいいんじゃないんですか。そして、良好あるいはまた良好でないものに対しては廃止すると、それぐらいのことにすればですね、これは、

議長

(今宮 裕明議長)

田島議員、要望は駄目ですよ。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

はい、分かりました。そういうことでございます。私の言っていることが分かっていたいただければ結構でございます。今後、行政の中で検討していただきたいと思います。要するにですね、私が言っているのは、この全ての給与、手当が、全て住民さんの血税から賄われておるんだ、この自覚を絶対に忘れないようにしていただきたい。そういうことでございます。今後、この今いう、14項目といたしましたか、そういうものをシートにしてから順次、それを点数を付けていって、そして、最終的に4段階に割り当てて出していると、こう言われましたが、私がもう1つお聞きしたいのは、この中に住民さんから

の、そういう苦情とか、あるいは、そういう要望とかいうものが、それが考慮されているのかということ副町長にもう一度、お聞きしたいと思います。この中で協調性がないということがありましたが、私、自分の身に当てはめて、これは勤勉手当もらえないなと思っておりますが、こういう14項目、一々について厳しくやっていただきたい。そして、住民さんの声も耳を広げてですね、そして、受け止めていただきたいと思っております。先ほど、平成20年度についてのことがございましたが、具体例を挙げていいのかどうか分かりませんが、水道問題のときのようなものは副町長、あれはやはり、査定の対象に入りましたか。それから、前町長の当時にいろいろありましたが、そういうことも全て入りましたか。

議長

(今宮 裕明議長)

20年度のことは止めて下さい。今回の予算のことに対して質疑して下さい。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

いやいや、今、副町長の方から答弁がありましたのでね、聞いておるんでございますが。

それから、期末と勤勉の切り離しについての答弁がございましたが、これをお聞きしたいと思っております。これで、再問を終わっておきます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)

再質疑にお答えを申します。

まず、一番最初に、適正か、適正でないかということが言われました。その2つで言わしていただいたら、適正であるというふうにお答えをさせていただきます。それと、減額した理由はですね、育児休業で休みを取った方とか、病気休暇を取った方、それと、処分を含めた人数ということで、ご理解をお願いします。

それと、期末勤勉手当の予算書の関係ですけれども、一応、期末勤勉手当ワンセットになってますので、総額で記入させていただきますけれども、もし、分けて金額を聞きたいということであればですね、お教えしますので、予

算書だけについてはワンセットということで、ご理解をいただきたいと思いません。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
田島議員、簡明に質疑をお願いします。

7番議員 (田島 毅三夫議員)
簡明に聞きます。
括弧括りで結構です。その今いう、期末勤勉手当の中に括弧括りで結構ですので、何かの形で、その今いう、予算書で分かるようにしていただきたい。はい、お願いします。
それから、もう1つ答弁漏れがありましたので、お聞きしますが、4段階のそれぞれ的人数をお聞きしたいと思います。よろしく。

議長 (今宮 裕明議長)
休憩します。
(休憩時間: 10時16分)

資料確認。

再開します。大坂副町長。
(再開時間: 10時16分)

副町長 (大坂 哲也副町長)
すいません。全体の数字を把握してないので、あとで構いませんか。はい、よろしくお願いします。

議長 (今宮 裕明議長)
他に質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ここで、本案に対して、7番、田島毅三夫君からお手元に配布しました修正動議が提出されております。これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫議員)

議案第49号、平成26年度東洋町一般会計補正予算第3号を定めることについてに対する修正動議でございます。上記の動機を地方自治法第115条の3及び議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出致します。この別紙の修正案というのは、ここに赤で入れてありますので、これを是非、ご覧下さい。それでは、修正案提出理由を発表させていただきます。

今まで、2回の議案の中での質疑の中に、十分に言い尽くされておると思いますが、提出理由として一言、説明させていただきます。総額2332万円の勤勉手当は、1人当たりにして48万円にもなるのであります。しかも、服務姿勢が良好でないものにまで支給されるとあつては、住民生活困窮の折、あまりにも身勝手な追加支給であり、納税者住民とすれば、納得のいかならない不公平であると考えております。住民代表であるチェックマンとして、議員として、こうした暴挙は絶対に看過できない。よって、160万3千円の補正額の減額修正案を提出するものであります。全議員の賛成を求めたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

田島毅三夫君の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、本案と併せて討論を行います。まず、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)次に、修正案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第49号、平成26年度東洋町一般会計補正予算第3号を定めることについての件を挙手により採決します。

まず、本案に対する田島毅三夫君から提出された修正案について、挙手により採決します。

本修正案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手少数(賛成1:反対7)であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、挙手により採決します。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。したがって、議案第49号、平成26年度東洋町一般会計補正予算第3号を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第50号、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第50号、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第51号、平成26年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第51号、平成26年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第52号、平成26年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西岡尚宏君。

8番議員

(西岡 尚宏議員)

議案第52号、平成26年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第3号を定めることについて質疑させていただきます。

海の駅の食堂賄い材料費について。今回の補正では、海の駅食堂賄い材料費が240万円計上されていますが、年間の賄い材料代は、どのぐらいを見込んでいるのか。

また、食堂の総売上額と比較して、賄い材料は何割程度になるのか、お聞きします。

議長

(今宮 裕明議長)

小池産業建設課長補佐。

産業建設課
長補佐

(小池 昭平産業建設課長補佐)

それでは、西岡議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、海の駅食堂賄い材料代が240万円計上されているが、年間の賄い材料代がどのぐらいになるかということですが、賄い材料代につきまして、当初予算で480万円、今回の補正で240万円を計上させていただき、合計で720万円を見込んでおります。ただし、この金額につきましては、あくまでも予算でありまして、計上した金額を全て使うものではありませんので、そのところは、ご理解をいただきたいと思っております。また、賄い材料代につきましては、在庫分等も含まれておりまして、その分も、使用した分を補填していくために、単年度だけの賄い材料代にはならないと思っておりますので、本年度が終了した時点で棚卸等を行い、売上に対しての賄い材料代を出していきたいと考えております。

次に、食堂の売上に対しての賄い材料代の割合ということですが、食堂の売上は1126万円に対しまして、賄い材料費は720万円と見込んでおりまして、単純に割合を出しますと63.9パーセントとなりますが、まだ、年度途中であるため、正確な数字は出しておりませんが、10月末現在での売上に対する賄い材料代の割合は、約43パーセントとなっております。食堂の売上につきましては、現在、スタッフもいろいろと考えて、売上アップを目指しているところですので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

8番、西岡尚宏君。

8番議員

(西岡 尚宏議員)

今、答弁の中で、賄い代が43パーセントと言われましたが、一般、だいたい、食堂とか、いろんなどころでは30から35、ここらが妥当だと思いま

す。まだ、1年足らずで43パーセントというのは、何とか辛抱できるところだと思えますが、また、料理長は、安い給料の中で頑張っていると思えますので、これから、できるだけ30から35パーセントになるよう頑張ってください。最後に、海の駅の26年度の決算書を、できればいただきたいと思えます。それと、料理長の給料を頑張っているのも、臨時の職員と同じではなく、何とか考えてやっていただきたいと思えます。これで質疑を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

通告してあります。議案第52号、観光事業特別会計についての質疑でございます。先ほどの西岡議員からの質疑と重複する部分がありますが、よろしく願い申し上げます。

今回の海の駅の事業費が406万円補正されて、売上予測として1126万円に増額されております。売上向上の努力は認めてあげたいけれども、材料費である賄い費が720万円、燃料費が132万円、印刷製本費を61万円、これを10パーセントとすればね、全体で61万円ですから。それを食堂の費用として10パーセントとした場合、6万円、消耗品183万円の10パーセントとすれば18万円、電気料240万円の20パーセントとしても48万円、以外に各種リース料として28万円が計上されております。これに人件費が2人分として360万円を合計すれば、1312万円となる予定でございます。売上1126万円に対して、単純計算でも186万円の赤字になります。当初予算でも私は、賄い費用を抑える努力が必要だと指摘しておりましたが、改善されていない。これは先ほど、40何パーセントと言われましたが、現実的には現在、63パーセントでしたか、ということになっております。この赤字をどう受け止めるのか。ただ、改善をしたいということではなくて、具体的に、どのようにして受け止めて改善をしていくのか。これは当初予算でも、私が言っておりますので、これで今回、12月、この議会で、その間に、どう努力してきたのかも踏まえて、今後の対策を聞きたいと思えます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

小池産業建設課長補佐。

産業建設課 (小池 昭平産業建設課長補佐)

長補佐

それでは、田島議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、先ほどの西岡議員の質疑と重複する部分がありますが、賄い材料代につきましては、先ほども申し上げましたとおり、売上予測に対しましての賄い材料代の割合を出しますと63.9パーセントとなりますが、まだ、年度途中であり、正確な数字は出ませんが、10月末現在の売上に対する材料費は43パーセントとなっております。なお、全ての金額につきましては、先ほど、田島議員の言われましたとおり、予算は予算でありまして、全てを使うものではありませんので、26年度の終わった時点で棚卸等を行い、収支を出したいと考えております。また、その他の経費につきましても、6月議会でも説明させていただきましたが、海の駅はレストランだけの営業ではありません。販売コーナー、レストランと、全てを合わせて海の駅東洋町として運営していますので、経費につきましては、田島議員が言われるように、単純に割合が出せるものではありませんので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。

それと、赤字をどう受け止めるのかということですが、先ほどから何度も言ってますとおり、全体として運営しております。建物の建設等の初期投資費は別としまして、運営自体は、現在のところ、何とか赤字にならない程度に推移しておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

今、最後に補佐が言われました、その現在のところは赤字になっていないと、こう言われましたが、それは、海の駅事業全体のことですよね、そうですね。ちょっと何点か再問させていただきます。

確かに今、補佐が言われたようにですね、それは、全体で考えていかなければならないということもあります。しかしながら、これは、事業というものは、また、特に民間事業というものはですね、それぞれの分野が独立採算を目指していかなければ、こちらでは儲けても、こちらでは損すれば、それを差し引いて0、あるいはマイナスになるようなことでは大変なことなんです。それは、大きな企業であったり、あるいはまた行政施設であれば、それは知りませんが、個人経営であれば、そういうことになっております。つまり、売店は売店で黒字経営、採算を取らなければいけないというのが、

私の今回の、この主旨であります、説明の主でございますけれどもね。例えば、淡路島の玉葱をスーパーで仕入れておりますね。確かに、お客さんに対しては、淡路島の玉葱だから、おいしいですよということは言えるかもしれませんが、私は、こういう物はやはり、地元産あるいは地元でなければ高知県産でもかまんと思うんですよ。少しでも安い物を仕入れていく、コストを下げる、こういうことを考えていかなければね。そういう、そのブランド品であればいいということにはならないと思います。魚や野菜も極力、地元の産品を使い、ない物については卸業者に頼んでいく、スーパーでなくて、スーパーの方には悪いですが、やはり、こちらが潰れたらどうにもならんわけですから、できればスーパーでなくて、卸業者に依頼をして、そうしたコストダウンを図っていただきたい。この6月以降、こういうこともやられたでしょうか、お聞きしたいと思います。どちらにしても、賄い費が売上の64パーセントというのは、あまりにも桁が外れている。これの努力を課長補佐の方から具体的に、この立ち上げから現在までの間に、このようにして、努力してということがあればお聞きしたいと思います。それに、もう1つ言われましたね。全体の問題であって、それから、ストックの問題もあります。確かに、それは分かりますが、仮に買いためにしてもですよ、これは、1年間ごとのトータルでいえば、それは、1年間、この今いう、開店してからまだ1年経ってないんですから。その間のことをいえば、確かに言われるとおりでございますが、しかし、こういうお客さん相手にする事業であれば、月々、月々での計算になるんですよ。だから1年間でなし、前月に仕入れた物は今月、使っていく、また仕入れていくと、こういう順繰りにおくれば、こういうストックの問題は、金額は、そういう大きなものにはならない、こう考えております。要するに、民間事業なら既に破産するという経営が行われているのであって、食堂部門は、売店のサービス部門ではないのであります。だから今、課長補佐が言われたように、そういう考えはまず、捨てていただきたい。全体のことというのはまず、捨てていただきたい。それぞれの部門、部門で独立採算していくんだと、そういう気合いに立っていただきたい。それから、そういう答弁であればですね、その今いう、経営に対する危機感が、私は薄いのではないかと、厳しい言い方ですが。これはやはり、町の職員という人が兼職ということもあるのではないかと思います。やはり、こういうことも踏まえて、新しく入った、そのふるさと応援隊の、ああいう方にですね、やはり、

議長

(今宮 裕明議長)

田島議員、簡明にお願いします。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

一言で言わせてもらえば、答弁に危機感がない、親方日の丸的な経営の証であると、厳しく指摘させていただきます。今後、生産コストの削減をしなければ、原材料費の高騰の中、更に赤字は増加すると不安であります。最悪の場合、その商品の値上げの検討も必要になるのではないかと考えております。答弁があればお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

小池産業建設課長補佐。

産業建設課
長補佐

(小池 昭平産業建設課長補佐)

いくつか言われましたので、すいません、答弁漏れがあった場合は、またお願いします。

まず、何度も言ってます、部門、部門での赤字とか、そういう部分が出るかと思いますが、それは、6月から言ってますとおり、レストラン部門だけ、販売部門だけの経費等の案分はできませんので、全体を1つの海の駅の東洋町として捉えていきたいと思っております。

それと、個別の質疑でありました、淡路島産の玉葱をスーパーで仕入れてるといことなんですが、これは、レストランに使う分で、大量の玉葱が要るような、(議席より、それは分かりますと発言あり。)いいですか。(議席より、そういう高い物をレストランで使っているから材料代が上がると発言あり。)分かりました。先ほど、田島さんが言われました、業者から大量仕入れしたら、もう少し安くなるんじゃないかというもの、ちょっと言われたんですが、海の駅東洋町の基本コンセプトとしましては、地元にある物は、地元産で補う、(議席より、あるのを言っているのではなく、ない物を言っていると発言あり。)ない物は業者でやっています。ですから、基本的に地元にある物は、地元産で仕入れますので、多少は高くなるかと思っております。議員が言われるとおり、業者から大量に仕入れて、一括発注とかしたら、もう少しなるかとは思いますが、そのところをご理解いただきたいと思います。

賄い材料費割合63.9パーセントですが、これは、あくまでも予算でありまして、最終的な、26年度決算が上がった時点で棚卸等を行い、精査していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。もう3回、3回やったやろ。もうあと1回あるそうです。ごめんなさい。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

揚げ足取るようで悪いです。課長補佐、私が言ったのは、ある物までとは言っていないですよ。ある物は全て、その今いう、地元の、店の中で賄えばいいし、ない物であっても、地元にある物をやったらいい。しかし、そのない物についてはね、やっぱり、これは、そういう安く入れるという努力が必要じゃないかと、こう言っているんです。また、これは考えていただきたい。

それから、これは全体、全体と何度も言われました。まだ、その意識がまだ抜けていないので、もう一度、確認させてもらいますが、その全体で、その採算が取ればいいのか、あるいはまた、今、事業年度だからカッチリした金額がまだ出ていないと、こう言われますが、しかしながら、こういう予算を出してくるということは、ある程度の精査をした上で金額を出してくると思うんですよ。その中で、これぐらい売り上げて、これぐらい賄い材料が要る、ほんで480万円でしたか、その今いう、当初に対して63パーセントの賄いがあったが、だからそのまま、こんだけ要るだろうというようなことでなくて、その今いう、全期の分について精査をして、この分については、どのようにして落としていこうということ話し合いした上で、新しい補正については、それを精査した金額を出してくるというようにしなければね、何か、私は妙にこう、どんぶり勘定的な経営が、運営がされているのではないかという心配をしておりますが、今後、気を付けて、検討していただきたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)

若干、補足をさせていただきます。

田島議員が言われるように、その予算だけを見ましたら、賄い材料費が63.9パーセントになります。補佐の方から説明がありましたけれども、一応、10月末現在では43パーセントぐらいになっているということで、それを下げていきますと当然、収入も増えてくるようになりますので、そこら辺はご理解をお願いします。

それと、レストラン部門に関しましても、かなり研究をしてくれています。ジ

ヤンジャンの料理であるとか、賄い井であるとか、朝についてはモーニングサービスを始めたとか、昼からオリジナルケーキを作って提供をしたりというようなところで、お昼の時間以外にもですね、結構、頑張ってくれております。もうちょっと動向を見ていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第52号、平成26年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第53号、芸東衛生組合同規約の一部変更についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第53号、芸東衛生組合同規約の一部変更についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、発議第10号、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けた意見書についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。2番、平山照生君。

2番議員

(平山 照生議員)

発議第10号、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現に

向けた意見書について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第14条の規定により議会に提出する。本日提出であります。提出者は私、平山照生。賛成者は、小松熙、西岡尚宏の各議員であります。

本件は、東洋町議会に意見書採択の要請があり、産業建設常任委員会に付託されたものであります。12月5日に委員会を開催し、慎重に審査した結果、賛成2人、反対1人により、採択すべきと決しましたので、意見書を提出するものであります。趣旨説明を致します。

農業・農協改革については、平成26年6月24日に規制改革実施計画が閣議決定され、また、農林水産業・地域の活力創造本部において、農林水産業・地域の活力創造プランの改定が決定されました。JAグループはこれを受け、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指して、自主・自立の協同組合としての自己改革の検討に着手し、11月6日に自己改革案を取りまとめ、政府に提出しています。

しかし、11月12日に政府の規制改革会議・農業ワーキンググループから発表された農業協同組合の見直しに関する意見では、JAの改革案とは真逆の中央会の一般社団法人への移行、准組合員の利用制限の導入、全農の株式会社化への速やかな合意形成を強く要求するなど、6月の決定を大きく逸脱しており、地域実態と協同組合への理解のない内容が提言されています。

地域を支えるJAグループの意見を無視した法改正が進むと、地方の衰退が危惧されるなど、多くの課題を発生させることにつながると思われます。

従って、政府の農協法の改正案の取りまとめにあたっては、これまで農業や地域社会に対して果たしてきたJAの役割を踏まえるとともに、同グループの自己改革の実現への決意を尊重していただき、地方の創生につながる改正になるよう、地方自治法第99条の規定により、農林水産大臣に意見書を提出するものであります。なお、意見書案については、お手元に配布してありますので、ご参考いただき、ご審議をお願い致します。以上で趣旨説明を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第10号、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けた意見書についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、閉会中の継続審査・調査の申し出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

ここでお諮りします。それぞれの委員長からの申し出により、閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

暫時、休憩します。再開は午後2時でお願いします。

(休憩時間:11時25分)

追加日程について、議会運営委員会開催及び昼食。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:14時00分)

お諮りします。

ただいま町長から、議案第54号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについての件、議案第55号、教育長の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについての件、それと、平山照生君、他5名から、発議第11号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについての件が、それぞれ提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から第3までとして、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、議長と発言あり。)6番、小野正路君。(議席より、自席で構いませんかと発言あり。)

暫時、休憩します。

(休憩時間:14時01分)

小野議員退席。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間: 14時03分)

ただいまの出席議員は7名であります。定足数に達しておりますので、会議を再開します。

今一度、読み直します。お諮りします。

ただいま町長から、議案第54号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについての件、議案第55号、教育長の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについての件、それと、平山照生君、他5名から、発議第11号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについての件が、それぞれ提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から第3までとして、議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。

議案第54号、議案第55号、発議第11号をそれぞれ日程に追加し、追加日程第1から第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第54号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

提案する前にですね、一言、お詫びを申し上げます。昨晚までですね、私もいろいろと熟慮して参りましたが、今朝の判断となりましたことをお詫びを申し上げます。事務方にもですね、大変な迷惑をおかけしましたが、追加提案とさせていただきます。

これまでも給与制度につきましては、県に準ずるという方針で制度改正を行ってきたところでございます。給与一律カットも実施をして参りました。今般、県議会では本日、特別職の期末手当の引き上げが提案をされております。9年ぶりとなる改正ということでございます。他町村の動向も追加提案するところもあれば、また、議会終了している団体では、臨時会で対処するとのことございまして、本町は本日、追加提案という対応をさせていただき判断を致しました。引き上げは、職員の勤勉手当0.1カ月分の半分、0.05カ月分ございまして、議会議員と特別職合わせまして、20万円足

らずの影響額となります。このうち三役では、合わせて9万8036円の予算措置が必要となります。さまざまなお考えがあらうかと思えますけれども、他町村同様の制度は、対外的にも、自治体運営上におきましても、1つの基準ともなるわけございまして、ご理解を願いたいと思えます。午前中の議論も含めまして、経済回復が末端の市町村にまで及んでいない、また、地域、地域での判断を尊重していくべきではないかと議論、ご指摘も理解をしているつもりでございます。しかしながら、県下の情勢も勘案して、行政の全体的な均衡も配慮していく必要もございまして、特別職、一般職を問わず、公務員制度の改正には、普通の行政として、できるだけ準拠していきたいとの考えもございまして、昨年、国の要請によりまして、特別職以下、全職員の給料カットを9カ月間、実施させていただきました。勤勉手当につきましては、評価の基準の理解度の徹底を図る必要性も感じているところでございます。そのための研修会、勉強会も設定して参りたいと考えております。今後も公務員として、給与制度の適正な運用に最大限、努めていくことは当然のことではありますが、職務給の原則に基づく厳格な昇格運用や勤務実績の給与への反映を更に検討し、実施していきたいと考えておりますので、何卒、ご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、ご提案を申し上げます。議案第54号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて。町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成26年12月10日提出でございます。

提案理由でございます。今回の改正は、平成26年10月14日付けの高知県人事委員会の勧告によりまして、一般職の職員の勤勉手当0.1カ月分の引き上げとなっております。特別職につきましても、県に準じまして、期末手当0.05カ月分の引き上げをするために、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正するものでございます。なお、内容については、総務課長が説明を致します。

議長

(今宮 裕明議長)

光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

それでは私の方から、議案第54号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて説明を致します。

追加の議案関係資料の議案第54号資料と、1枚ものの参考資料、期末勤勉手当の支給月額表の表があります。それと、高知県の要綱を添付してありますので、ご参照をお願いしたいと思います。今回の改正につきましては、高知県に準じまして、特別職の期末手当を0.05月分を引き上げるために、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正するものであります。町長等の給与及び旅費支給条例では、期末手当を一般職の給与に関する条例に準じまして支給されていましたが、今回の改正では、一般職の年間で、期末勤勉手当の合計で0.1カ月分の引き上げの改正となっております。特別職につきましては、その額を案分しまして、12月の期末手当としまして、0.05月分を引き上げの改正となっております。条例案では、第1条、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を次のように改正する。第2条第2項中、一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員、以下、一般職の職員という、の例により、一定の割合を乗して得た額とするの次に、この場合において、同条第16条第2項、100分の135とあるのは、100分の140とするを加えております。これによりまして、100分の5の引き上げとなっております。附則、第1条、この条例は、平成26年12月1日から施行する。期末手当の内払、第2条、改正後の支給条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の町長等の給与及び旅費支給条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、改正後の支給条例の規定による期末手当の内払とみなすとしております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

提出案件の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。7番、田島毅三夫君。反対討論ですね。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

特別職の期末手当追加支給についての条例改正についての反対討論でございます。

午前中にも、職員さんの勤勉手当について、いろいろと議論がありましたけれども、全く同じ理由でございます。説明では、隣接市町村との兼ね合いがあり、本町独自で反対できないと、こういうような趣旨の説明がございました。しかしながら、各市町村ですね、それぞれ財政状況も、それぞれの今後

のそういう活動、あるいはまた現況等がですね、それぞれ違うわけがございますね。裕福な市町村もあれば、本町のように、本当に今、基金も最低というような、そういう困窮した町等があります。そういう町と並列してですね、それに合わせていかなければならないというようなことではね、東洋町は、これを今後、これをどうやっていくかという、非常に心配をしております。町独自で、今、この時期に追加支給する必要が適正かどうか、しっかりと議員の皆さんは判断していただきたい。そう思います。職員は、勤勉手当でフォローし、特別職は、期末手当で整合性を図るようではね、住民から見るとお手盛りとしか見えず、住民の生活状況に鑑みても、あまりにも住民意識と乖離していると、そういう指摘をしたいと思います。住民は、生活に必死で頑張っている状況下であります。特別職は、生活に困っているとは聞いてません。その特別職は、住民血税で、期末手当を追加でアップすることには賛成できない。よって、反対討論とさせていただきます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

賛成者の討論はありませんか。反対者の討論はありませんか。他に討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第54号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成5:反対2)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、議案第55号、教育長の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それでは、ご提案を申し上げます。

議案第55号でございます。教育長の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて。教育長の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成26年12月10日提出でございます。

提案理由でございます。先ほどと同じになりますけれども、今回の改正

は、平成26年10月14日付けの高知県人事委員会の勧告によりまして、一般職の職員の勤勉手当0.1カ月分の引き上げとなっております。特別職につきましても、県に準じまして、期末手当0.05カ月分の引き上げをするために、教育長の給与及び旅費支給条例の一部を改正するものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明を致します。以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)
光本総務課長。

総務課長 (光本 速雄総務課長)

それでは、議案第55号、教育長の給与及び旅費支給条例の一部を改正することにつきまして説明をします。

先ほどの内容と同じですけれども、高知県に準じまして、特別職の期末手当を0.05月分引き上げをするため、教育長の給与及び旅費支給条例の一部を改正するものであります。教育長の給与及び旅費支給条例では、期末手当は、一般職の職員の給与に関する条例に準じまして支給されていましたが、今回の改正で、一般職は年間、期末勤勉手当の合計で0.1カ月分の引き上げの改正となっております。教育長につきましては、その額を案分しまして、12月の期末手当としまして、0.05月分を引き上げの改正となっております。第1条では、教育長の給与及び旅費支給条例の一部を次のように改正する。第2条第2項中、一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員、一般職の職員の例により、一定の割合を乗して得た額とするの次に、この場合において、同条例第16条第2項、100分の135とあるのは、100分の140とするを加える。これによりまして、100分の5の引き上げとなります。附則、第1条、この条例は、平成26年12月1日から施行する。期末手当の内払、第2条、改正後の支給条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の教育長の給与及び旅費支給条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、改正後の支給条例の規定による期末手当の内払とみなすとしております。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)

提出案件の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

今、先ほどの特別職の反対討論と内容は同じでございますが、先ほども言いましたように、住民さんがですね、本当に、生活に必死に頑張っておる、困窮している、町情勢も非常に厳しい状況におかれている。そして、何か住民さんから要望があれば、予算がないから待ってくれ、先延ばししているような、そういう状況下であります、東洋町は。そういう中でですね、教育長の、その期末手当を0.05上げるといふ、そういう追加、増額については、私は絶対に反対します。どうか、議員の皆さんも、この私の意見に賛成いただいて、どうか、反対をしていただきたいと思っております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

賛成者の討論はありませんか。反対者の討論はありませんか。他に討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第55号、教育長の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成5:反対2)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第3、発議第11号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。2番、平山照生君。

2番議員

(平山 照生議員)

発議第11号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて。議案を別紙のとおり、東洋町議会会議規則第14条の規定により提出する。本日提出であります。提出者は私、平山照生。賛成者は、今宮裕明、西岡尚宏、武山裕一、福島登、小松熙であります。ご説明致します。

今回、町長等の特別職の期末手当の改正に伴い、議会議員も同様に、12月の期末手当の支給率を0.05月を加算する改正をするものです。なお、改正内容については、お手元に配布しておりますので、ご参照下さい。

以上で趣旨説明を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

提出案件の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第11号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成5:反対2)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時、休憩します。開会は2時40分とします。

(休憩時間:14時25分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:14時40分)

日程第14、一般質問を行います。

質問時間は、1人40分以内、答弁時間も40分以内とし、一問一答方式で行います。また、反問権について、執行部は反問する場合、反問しますと発言の上、挙手願います。質問の通告が4名ありました。それでは順次、これを許します。

初めに、小松熙君、件名は、定住人口の獲得についてであります。答弁者は町長他となっております。小松熙君、質問を始めて下さい。

4番議員

(小松 熙議員)

定住人口の獲得について、東洋町の人口が、毎年減り続けていることは、皆さんもご承知のとおりですが、このことは大都会の近辺、ベッドタウン以外の市町村では、当たり前のこととなっております。ただ、このまま放置すれば、人口の減少は急カーブに減り続けます。

今、東洋町には毎年、年間を通じて若いサーファーがたくさん来ております。このうち、若い女性に絞って定住策を考えられないかということなんです。若い女性が定住すれば、若い男性も寄ってきて、恋愛、結婚、その結果、子供ができるようになると思います。定住するには、パート的雇用じゃなくて、雇用保険、社会保険も完備した働く場が必要であります。最

初は1人、2人の雇用から始めて、段々、増やしていくことを、我々を含め、町全体で考えていくべきと考えるところです。先日、産業建設常任委員会で、徳島県の滞在型市民農園ゆるりを視察してきましたが、東洋町は、建て売り業者が多数、輩出しているので、その方達と組めば実現可能ではと、視察地に選んだのですが、実現には難しい問題が山積しております。こういうことは、町全体の問題であります。そこで、町長諮問機関として、定住人口獲得チームを作って欲しいのですが、いかがでしょうか。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

小松議員にお答えを致します。

人口問題はですね、ご指摘のとおりでございます。これまでも、サーフィン大会の誘致や若者の交流人口の拡大策にも、若い方々の意見を取り入れまして、取り組んできたところでございます。人口減少対策に国がやっと本腰を入れる、また、地方創生という政策実行に踏み込む背景にはですね、一般的に総務省の増田レポートの分析、提言によるところがございます。これはですね、日本の総人口は、2004年の1億2784万人をピークに、今後、100年間で、100年前の明治時代後半の水準に戻っていくということでございます。この変化は、千年単位で見ても類を見ない、極めて急激な減少という指摘でございまして、2050年には、日本の人口は9515万人、2100年には、4771万人に激減するとの推計と分析でございます。これまでのようにですね、人口移動が終息しない場合におきましては、2040年には、若年女性が50パーセント以上減少する市町村は、高知県で23市町村、全国で896市町村と言われております。そして、高知県の総人口でございますが、2040年、51万人になる、東洋町では1192人、室戸市では4868人、名前を出してどうかと思いますが、馬路村では525人といったように、全国の自治体別に推計人口が示されているところでございます。地方創生は、国が行うべき異次元の大胆な政策が必要と考えるところでございますが、地方自治体の主体や団体の様々な価値観、アイデアなどの活発な結びつきが生まれるような取組が必要と言われております。また、現実、現状を理解し、将来の見える政策を実行していくことが重要であり、真剣にそれぞれの故郷と対峙する気持ちを全住民が持つことが、更に重要との指摘もされているところでございます。このためですね、全職員に対しま

しても、危機感を持っていただき、東洋町版の地域創生プラン及び人口減少対策に関する意見、政策提言等の募集を全職員に通知もしているところでございます。あれも、これもという課題だけを追いかけるのではなくてですね、やれることを、持続可能な政策を1つ、1つ取り組んでいくことが大事であるというふうに考えております。また、若い方々にも、町づくりのために、自主的に、積極的に企画、立案をして、そして、実行する方々も増えてきております。例えば、商工会青年部の復活と、その取組であったりですね、観光振興協会の新たな取組や、また独身の女性もおりますけれども、若い主婦層を中心としました、よさこいサークルおはなも結成3年目を迎えまして、60名程度になっているとお聞きをしているところでございます。町内外での活動は、町のイメージの転換にも大きく寄与しているものと実感もしております。東洋町のPR部隊として、欠かせない存在となりつつあると捉えております。町主導、町主体ではない、このような若い方々の自主的な取組や意見を大事に育てていくことが重要と考えてきたところでございます。今後町として積極的に支援していきたいと考えております。またですね、町からの要請にも応えていただいております。一例を上げれば、よさこいサークルおはなの代表にはですね、国道493号線の陳情にも、高松の地方整備局、また国土交通省にも、国会議員、近隣市町村の首長達と一緒にですね、同行もしていただきました。行政だけではなく、民間からの違う目線、若い方の直接的で切実な意見や要望活動が大事であるとの考えでございまして、現在、着手されております、牟岐から北川村間の計画段階評価への着手にも、少なからず寄与したのではないかと、効果があったのではないかと考えるところでございます。また、海の駅も若い方を採用して参りました。大阪や神奈川県から移住された方も採用しております。定住してくれることと、田舎の発想ではないものの考え方にも期待をしているところでございます。現在の従業員はですね、社会保険、雇用保険もかけておりますが、若い方々の意見も取り入れることで、町の活性化に寄与していただいているという、実感や自覚を持っていただきまして、持っていただきたいの思いもあるわけでございます。今現在、試行錯誤の中、行政からの押し付けではなく、従業員のアイデアや運営においても、全面的に町が後押しをしていく、自主的な考えが主体となって実現していくという形が大事であるとの考えでございます。これまでも、何度か申し上げて参りましたように、収支が軌道に乗れば、正規従業員化を進めていき、町から独立した組織形態になれば、雇用の拡大にもつながるものと考えているところでございます。1年経過後には取組もですね、バージョンアップしてくれるものと期待をするところ

でございます。今後も、このような若い方々の考えや団体等の個々の新たな取組や行動をですね、尊重していく方針を堅持致しまして、結合していく時期を見定めながら、ご提言のような定住人口獲得のための施策も、これから話題になっております、地方創生の東洋町版に反映できるように検討して参りたいと考えております。今、直ちにですね、諮問機関設置とまでは、約束はできないわけでございますけれども、情勢と時期を見極め、そのような方策についても、検討して参りたいとの思いでございますので、今度とも様々なご提言、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)

小松熙君の質問が終わりました。

続いて、福島登君の質問を許します。件名は、家具や家電の固定金具等の取付作業費用等に対する補助について、他1件であります。答弁者は、町長、副町長、課長、課長補佐となっております。福島登君、質問を始めて下さい。

1番議員

(福島 登議員)

議長、質問の機会をいただき、ありがとうございます。私からは、2つ質問させていただきます。皆様、ご協力、よろしくお願い致します。

早速、質問に移ります。1つ目の質問は、家具、家電の固定金具等の取付作業費用等に対する補助についてでございます。先日、自主防災組織の方と防災士養成講座を受講した際、高知大学岡村教授の講演をお聞き致しました。地域講演でお話されている内容と違って、防災に関する専門性の高いお話でした。その中で、室戸、東洋地域に1メートルの津波が到着する最短時分を3分と想定していることについて、震度6強から7の揺れが1分以上続き、多くの木造家屋が倒壊する。幸い揺れに耐えた家屋でも、家具や家電の固定をしていなければ、津波避難の妨げとなり、津波到着までに避難場所へ行くことができない事態となる。耐震補強も重要ですが、比較的安価で行える家具や家電の固定を進め、対策しておくことが命を守る上で重要なことです、というお話がありました。そこで、お聞きを致します。東洋町における家具、家電の固定等について、今後、重点防災対策として進めるお考えがあるかどうか。また、家具や家電の固定金具等の取付作業費用等を補助するお考えがあるかどうか、お聞きを致します。

議長

(今宮 裕明議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

福島議員のご質問にお答えを致します。

家具の転倒防止対策の取組について、南海トラフ地震に備えた各世帯の家具や家電の固定作業にかかる取付作業費、あるいは家具の購入費の補助金制度ができないかということですが、この取組に関しましては、高知県地域防災対策総合補助金のメニューに含まれております。ただですね、この補助金の対象となりますのが、現行では、取付作業費のみとなっております。しかも、65歳以上の高齢者世帯や身体障害者手帳の交付を受けた者が属する世帯など、いわゆる、災害時要配慮者世帯のみを対象としております。本町と致しましては、全世帯を対象とした取組としたいことから、補助金ですね、運用の拡大を県の方へ要望してきたところであります。先日ですね、来年度補助金より、取付作業費については、全世帯対象へと見直しをする方向で調整をしているとの回答をいただいたところであります。これを受けまして、本町の家具転倒防止対策補助金事業につきましては、来年度、平成27年度から予算化、実施に向けて計画をしていくところであります。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

議場におられる皆様も、ご承知のこととは存じますが、少しここで、お時間をいただいて、地震対策の重要性について再確認をしたいと思います。議会放送をお聞きの町民の皆様には、手元に資料がないことを、どうぞ、お許し下さい。まず、お配りしている資料の6色の曲線のある、地震の大きさに比例する築年ごとの全壊率の曲線で表した図、これをご覧いただきながら、お聞きしていただきたいと思っております。資料はございますか。1946年、昭和21年に発生した昭和南海地震から67年が経過し、本年5月に、国から示された南海トラフ地震の発生確率は、今後30年以内で60から70パーセントとなっております。このように周期的に発生し、切迫度が高まっている南海トラフ地震ですが、過去に発生した地震の規模や発生場所は様々であり、次に起こる地震を確定することはできないとされています。仮に震度7

の地震が発生した場合、お手元に配布している地震の大きさに比例する築年ごとの全壊率曲線で表した図の中の、柿色の丸で示す曲線、ありますか。曲線は1980年、昭和55年以前に建てられた建物の約90パーセントが全壊するという想定を示すもので、震度6.5の場合は、約50パーセントが全壊することを示しております。この表は、兵庫県南部地震や新潟県中越地震など、過去に発生した大規模災害の被害から、内閣府が2014年にまとめた資料の一部でございます。東洋町においては、約2300棟の木造建物があり、そのうち、1980年、昭和55年以前に建てられた木造建物は、約1700棟あると言われております。その約90パーセント、1500棟が倒壊するというものでございます。建物の倒壊を免れても、家具や家電、家具の転倒や電化製品の落下、ガラスの飛散などによって、室内でケガをすることが考えられます。地震による学校や家庭、町有施設などの建物内で死傷者を減らし、迅速な避難行動を可能にするため、家具の転倒やガラスの飛散防止など、室内の安全対策を進めることが重要であります。A3二つ折りの、やっておこう、家具や家電の固定という資料の最終ページには、県下で100パーセント、家具、家電の固定ができれば、死傷者数の数も4分の1に減るという効果も示されております。先ほど、答弁の中で、平成27年から取付作業費用等を補助していただけたということでした。これはあくまでも、私の私案でございますが、実施に当たってはまず、町広報に補助要項を掲載します。同時に、県の防災関係部署から応援をいただき、説明会等を開催する案内のチラシを折り込みます。関心のある方、固定等を行いたい方を説明会当日や地域回覧等によって把握し、作業を進めていけたらなと考えております。補助対象や手続き、広報等の進め方については、様々なご意見があると思います。既に自主防災組織でも、お手伝いしますという声も上がっております。今、話した被害想定で、地震に対する不安を煽られ、備えを諦めるという方もいらっしゃるかもしれませんが、町民の皆様には、正しく恐れて、適正に行動することが求められていると思います。執行部におかれては、町民の生命、財産を守ることが最優先だと思います。我々議員も、防災への備えを町執行部に、今後も政策提言し続けたいと考えております。橋梁の補強や避難道の整備の着手が遅れている現状もでございます。防災全般について、町長のお考えをお聞きして、次の質問に移りたいと思いますが、通告しておりませんが、町長、いかがでしょうか。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

先ほどですね、担当の方からお答えしたとおりでございますが、27年度に向けて要項を作成して、どれくらいの補助金を出すのかということも含めて検討中でございます。先ほどのご指摘のですね、手続き的なことと言いますか、PRといいますか、そういった、ご心配もしていただいておりますけれども、1月には、地区懇談会も計画しておりますので、そういった中で、防災対策も含め、様々なことの説明もしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしいでしょうか。(自席より、橋梁の補強と遅れていることについてと発言あり。)耐震ですかね。確かに耐震の申請は、なかなか厳しい状況です。今回ですね、この家具転倒防止の要項を作成しても、なかなか希望者がですね、どれくらい出てくるのかというようなことも、議論もしておりますけれども、そのときにですね、一緒に、このようなこともPRしてということで、取り組んで参りたいというふうに思っておりますので、今後ともご指導、よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

町長、ありがとうございました。それでは、次の質問に移ります。

2つ目の質問は、東洋町観光振興協会の事業についてでございます。先日、商工会青年部が大盛況のうちに開催したあそびな祭と、同日、行われた生見のサーフィン大会において、参加者にこけら寿司を振る舞うなど、東洋町の観光を積極的にPRするなど、観光振興協会の取組が活発になっております。そこで、来年度以降行う予定と、お聞きしている体験事業の準備や、こけら寿司関係の事業等の準備状況、既に実施された今年度事業等の結果についてお聞き致します。

議長

(今宮 裕明議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

福島議員より、東洋町観光振興協会の件について、ご質問がございましたので、観光振興協会の今年度の主な事業の状況について、ご紹介をさせ

ていただきたいと思ひます。

まずは、今年度、体験観光ガイド認定事業ということで、これは、観光事業者も含めてなんですけれども、山、海、川に詳しい地域の個人、それから、団体の方を観光振興協会が体験観光ガイドとして認定をしまして、次年度以降に団体、あるいはグループでの観光客を受け入れるための取組を行っております。現在、定置網漁業体験、川エビ捕り体験、農業体験、干物作り体験、サーフィンスクールといった、13種類の観光体験事業を実施する3団体と、個人15名を支援、育成しております、認定候補者として進めております。それと並行しまして、来年度の高知県まるごと東部博での観光客誘致に向けまして、各種体験観光事業の体験プログラムの作成に取りかかっておりまして、体験できる時期ですとか、対応可能人数、それから、料金の設定などのPR資料の作成に取りかかっているところであります。次に、こけら寿司のPR事業ということで、本町の郷土料理であります、こけら寿司を町外へPRしようということで、この事業に賛同していただける方と、こけら寿司の作り方を、まずは身に付けて、町内外のイベントでPRするものです。これまで2回、こけら寿司作り体験を実施しまして、延べではありますけれども、38名の参加がありまして、その賛同者とともに、先日、11月23日の商工イベント、甲浦港であそびな祭ですとか、サーフィン大会のサウスショアカップで、こけら寿司約300食を振る舞い、PRしたところであります。また、新年、1月11日の海の駅東洋町のオープン1周年記念に併せまして、観光振興協会主催で商工会青年部、野根、甲浦婦人会の協力を得まして、こけら祭りと呼びました、食のイベント開催に向けて取り組んでいるところであります。これは、本町の郷土料理の代表でもあります、こけら寿司を始めまして、本町に継承される郷土料理を紹介して、その素材である食材をより身近に感じてもらうことで、食を通じて、観光客と地域の方が触れ合う場とすることをコンセプトとしております。このイベントが、次年度に計画予定をしております、食をテーマとした観光客誘致の取組へとつなげていきたいとの考えを持っております。以上、観光振興協会の主だった事業の紹介とさせていただきますけれども、町としましては、観光振興協会への取組に対しまして、今後も支援、協力をしていきたいと考えておりますし、誘客効果のある取組に期待をしているところであります。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

前町政から活動休止状態であった観光が、今の町政になって活発になっております。若い職員の皆さんも手探りの状態ではありますが、一生懸命やっているということは、私もよく見ております。今後も商工会やその他の団体と協力し、事業を進めていただきたいと思います。

こけら寿司関係で、もう1つ質問させていただいてよろしいですか。こけら寿司を東洋町の物産として、アピールした結果ですね、町外のお客さんが多数、こけら寿司をお求めに来られた場合の販売の体制などは、どのように考えられていますか。もし、案があればお答えをお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

こけら寿司の販売についてなんですけれども、こけら寿司を販売している場所をですね、福島議員のおっしゃるとおり、電話ですとか、あるいはイベントなどで、よく問い合わせがあります。現在のところですね、紹介のできるというのは、海の駅東洋町と野根キッチンの野根の朝市のみというところがあります。こけら寿司のPR事業についてはですね、観光振興協会がこけら寿司を作って、振る舞うことだけが目的ではなくてですね、PRをする中で、郷土料理を受け継ぎたい、作ってみたい、販売したいという、意欲のある方の掘り起こしとかですね、育成も兼ねた取組となっております。東洋町へですね、訪れたらいつでも、こけら寿司が食べられるような、理想の環境作りへの第一歩として取り組んでいるところであります。余談ですけども、福島議員もですね、飲食店経営者として、こけら寿司の販売については是非、前向きに検討していただきますようお願い致しまして、答弁とさせていただきます。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

逆にお願ひされました。今後、考えてみたいと考えております。商店の経営ということでは、個人の経営努力といえ、それまでですが、過去、東洋町においては、そのような考えが観光の発展や産業の振興を遅らせてきた

と、私は考えています。新たに事業を興す方に対して、このような補助がありますよ、というだけではなく、各商店や加工品製作者へ販売促進などの私案や先進地の事業案を持ってアプローチすることも、観光振興協会や商工会の役割と、私は考えております。是非、今後、協力して進めていただきたいと考えております。東洋町に来られるお客様100人を150人にするような交流人口の拡大と、地域産業の活性化に成果が得られるよう期待し、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長

(今宮 裕明議長)

福島登君の質問が終わりました。

続いて、高島俊彦君の質問を許します。件名は、白浜、生見、野根海岸の清掃について、他1件であります。答弁者は町長他となっております。高島俊彦君、質問を始めて下さい。

3番議員

(高島 俊彦議員)

それでは、私の一般質問をやらせていただきます。よろしくお願い致します。

1と致しまして、白浜、生見、野根海岸の清掃について質問を致します。8月2日、台風12号以後、台風は2回来ておりますが、納涼祭のときと、サーフィン大会時に、少し清掃をただけで、本格的清掃は11月中頃からであります。終わったのが11月末であります。この間、約4カ月放置した理由についてお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

高島議員の質問にお答え致します。

今年度、本町からですね、要望をしておりました海岸の清掃について、県が6月補正により、海岸漂着物処理推進事業費補助金を補助率100パーセントで創設をしていただきました。それを活用するため、7月頃から申請手続きを進めて参りましたが、台風や天候の影響等により変更もあり、最終の交付決定通知が9月の26日付となりました。それまでの間、納涼祭やお盆時期には、観光振興協会や地元業者等によるボランティア活動により、

清掃をしていただきました。また、町清掃員にも通常業務の合間、海岸の清掃も応急的に実施をしてきたところですが、今年は、立て続けに台風が来るなど、実施時期の判断に苦慮してきたところですが、そのため、台風シーズンを過ぎるのを待っての11月実施となりましたが、決して放置をしたつもりではありませんので、ご理解のほど、よろしくお願い致します。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
高島俊彦君。

3番議員 (高島 俊彦議員)
再問致します。

海の駅の来客数であります。8月に1万1449人、9月、1万2328人、10月に1万1171人、11月に1万2913人。海の駅に買い物に寄ってくれた人たちだけでも、合計4万7861人、この白浜の現状を見ております。苦情の一例であります。津波のあとみたい、来年の夏は、こんなところに泳ぎに来たくない、せっかくの浜の景観が台無しや、なぜ、早く清掃しないのか。いろいろとブーイングを聞いております。次々に来た台風、掃除する間もなく次の台風、清掃するための予算の問題、請負業者の問題、いろいろと清掃が遅れた理由はあるでしょうが、しかしながら、それは、執行部側の都合であり、東洋町に来てくれた人、観光客には関係ない話であります。観光立町というのであれば、観光客を、お客様を第一に考えなければならぬはずであります。また、生見、野根の浜の清掃はしているのか。生見は、たまに見かけることがあります。野根の浜に関してはどうでしょう。野根の住民より、浜が汚い、台風のとて、ゴミ、流木が上がっても、そのまま放置してある。苦情を聞いております。野根の浜の清掃はしているのか。お聞き致します。

議長 (今宮 裕明議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)
高島議員の再問にお答え致します。

議員指摘のとおり、本町の大切な観光資源であります海岸の景観をですね、今後、維持できるように、県と協議しながら、対策について検討していきたいと考えています。また、野根海岸についてはですね、指定管理とか、制

度はありませんので、県が何回か、率先して町と共同で掃除をしてきた経緯はあります。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
3番、高島俊彦君。

3番議員 (高島 俊彦議員)
再々問を致します。
観光立町というのであれば、浜の清掃ぐらいはしなくてはいけないと思います。よろしくお願い致します。

次に、2つ目の質問に入っていきます。2つ目の質問であります。甲浦港海岸緑地公園指定管理者委託金108万円について質問致します。県から、甲浦港海岸緑地公園指定管理者委託金108万円が出ていると聞いておりますが、甲浦だけしか該当しない。生見、野根に関しては、該当する清掃のための補助金はないのか、お聞かせいただきたいと思っております。

議長 (今宮 裕明議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)
高島議員の質問にお答え致します。

野根、生見の海岸については、先ほどの答弁でもありました、平成26年度に創設されました、海岸漂着物処理推進事業を活用していきたいと考えておりますが、本年度は、26年度ですね、予算枠がないということで聞いております。また、生見海岸については、この事業で11月に清掃をしておりますが、野根海岸については、予算枠がなかったため、清掃ができておりません。室戸事務所、町、住民、ボランティア等で、清掃活動を実施する方向で現在、室戸事務所と協議をしておりますので、よろしくお願い致します。

議長 (今宮 裕明議長)
3番、高島俊彦君。

3番議員 (高島 俊彦議員)
再問を致します。
県はよく、東の玄関口東洋町という言葉を使います。玄関というのは、そ

の家に住んでいる人の人間性を表すと、昔から言われております。自分の家ならば、台風時、被害に遭ったら、すぐ清掃するはずであります。今回の台風時での浜の清掃に県土木は、100万の補正予算を組んでくれたと聞いております。しかしながら、台風後に補正予算を申請、許可、請負業者への入札、発注となれば、日数がかかりかかります。今回のような形になります。県も、東の玄関口東洋町というのであれば、高知県民の人間性を見られる玄関を清掃する予算は、県でも、当初予算で組んでもらいたい。汚れたら、いつでも掃除するということにならないものではないのでしょうか。台風は必ず、年に2、3回は必ず来ます。そのとき、すぐ清掃にかかれるように、まして東洋町の海岸線は室戸阿南国定公園であります。来年には、東部博も開かれます。執行部の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議長 (今宮 裕明議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)
再問にお答え致します。
海岸の管理及び補助事業等の予算化については、県ではございますが、本町からも清掃強化、また予算増額等、予算執行がスムーズにできるよう、重ねて要望をしていきたいと思っております。また今後は、県と歩調を合わせながらですね、検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長 (今宮 裕明議長)
高畠俊彦君。

3番議員 (高畠 俊彦議員)
再々問を致します。
この浜の清掃については、東洋町に来てくれる人、高知県に観光に来てくれる人たちへの気持ちを第一に考えなければいけないと思っております。観光客に対する、東洋町に寄ってくれる人たちへのおもてなしの心であります。よろしくお願い致します。これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 (今宮 裕明議長)

高島俊彦君の質問が終わりました。

続いて、田島毅三夫君の質問を許します。件名は、地場産品、生産、加工、販売による介護予防について、他6件であります。答弁者は町長、課長となっております。田島毅三夫君、質問を始めて下さい。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

ちょっと項目が多いので、よろしくお願い申し上げます。

1つ目の質問に入らせていただきます。地場産品、生産、加工、販売による介護予防についてという題でございます。今回、制定の介護予防条例の事業は、既に、町では福祉センターで行っているが、大事なことは、そうした行政支援を受けなくてもよいように、その前段での介護予防が大事なのであります。例えば、徳島県上勝町の彩のように、高齢者が山野の産物をお金に換える生産、加工、販売事業こそ、何にも増した介護予防であると、こう考えております。本年、我々は、九州と津野町へ、2回に渡って議会による地場産品の加工施設や、その集荷体制の視察研修に行つて参りました。そこでは、そのままでは、自家消費や放置されていた産品を加工し、販売するという一貫体制ができていたために、町中が活気を取り戻し、ある人は、しきびを販売所だけで700万円販売していると、こういう話も聞いております。特に高齢者の収入と生き甲斐、そして、介護予防に大きな成果を上げているとの、職員から説明も受けました。何度も言っておりますけれども、本町も負けずに、行政主導で生産、加工、販売の一貫体制を起動させれば、それによって、副収入と生き甲斐、介護予防にも大きくつながり、ひいては、海の駅への出荷の増加、医療費の節減、耕作放棄地の防止、地域活性化と、その効果は町全体に波及すると考えております。まず、その検討会だけでも立ち上げるよう提案致しますが、町長から返事をお聞きしたいと思いません。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答えを致します。

介護予防に力を入れていくべきとの指摘には、賛同するところでございます。国の方向もですね、介護保険制度の見直しの中でも、議論をされてい

るところでございます。これまでもですね、何度もお答えをして参りましたが、行政主導という点につきましては、時期も大事でございます。まず、民間の知恵を活用する、自主的に、主体的に取組を支援していくとの方針を大事にしていきたいということでございます。上勝町の例も出ておりますけれども、これもですね、民間主導であったから成功しているということでございます。行政ということも、主導ということも大事でございますが、一度、冷静にですね、町の現状も分析して、冷静に考えてみる必要があるというふうに思っております。本町にもですね、既にポンカンを使った加工品を販売し、更に開発をしていこうという動きも出てきております。また、鮮魚の加工に取り組んでいる団体もでございます。先ほどのこけら寿司の話もございしますが、新たな取組を企画、立案して、実行している個人や団体もできてきているわけでございます。そのような取組をまず、支援していきたいと考えているところでございまして、9月議会でも、ご説明を致しましたけれども、町の活性化プランということを中心に、予算額を来年度は倍額にしたいというふうにも考えております。小松議員にも、お答えを致しましたけれども、海の駅の今後のバージョンアップにも期待もしているところでございまして、検討会を立ち上げると致しましてもですね、民間の方を主導で考えていきたいというふうに考えております。よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

よろしくということでございますが、なかなか、そうはいきません。海の駅の問題についても、そうでございます。介護予防についても、そうでございます。私が言ったように、この、そういうものに対してですね、この今いう、生産、加工、販売が、どれほど効果が出ているか、これは、私たちが行った市町村においても十分に、そういう成果が出ております。そういうことから、敢えて言っておるんでございます。海の駅も今、1万何千というような形で、月々1万なんぼですか、年間15万ということですか、そういう来客数を予測しておりますけれども、しかしながら、これから今後、更に発展させていくためにはですね、海南のビルドほどとは言いませんけれども、やはりもっと、地場産品を揃えていかななくてはならない。多種多様、あるいはまた量的にもですね、なければ、またどんどん追加するというぐらいの量的な対応もしていかなければならない、そう思っております。やはり、地場産品の出荷が少

なくては、店は伸びない、そう思います。これは副町長も、よく分かっておられると思いますが、今後至急に、その対策を行わなければ、高齢化や耕作放棄地が増え、本当にやりたい時期が来たときにはもう遅い、手遅れだと、こういうことにもなりかねません。今後、福祉、特に高齢者対策は、予算的にも重大な負担増加が見込まれますが、その対策として、介護予防が非常に重要な課題となって参ります。そのためにも、生産、加工の一貫体制を早く立ち上げ、そして、その対応をしていこうと、こういう訴えでございます。再度、答弁を求めたいと思います。先ほどからといいますか、過去から町長の口癖でありますように、民間で対応したいと、こういうことであります。現在の東洋町で本当に、そういうことに向かっていく民間、例えば、高齢者の問題もあります、それから、それを共同で対応していくという、そういう問題もありますが、それは、なかなかできる状況にないという現状でございます。介護予防や高齢者の副収入、生き甲斐づくりのためにも、県、国の補助金を活用して、行政による地場産品生産、加工、販売の事業を興そうではないか。これは、今まで随分と質問して、答弁も同じような答弁をもらっておりますが、敢えてもう一度、お聞き致します。そういうことに答弁がなければ、もう答弁は結構でございます。よろしくお願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

再問にお答えを致します。

田島議員からですね、何度も質問いただいております。加工施設ということでございます。十分、分かっております。分かっておるつもりでございますが、人材のこととかですね、様々なことがございます。今ですね、自主的に取り組んでいる方々は、人材的にもですね、期待しているところでございますが、個々に、今のところは頑張らせていただいているという流れであるというふうに思っています。これを一本化していくということも、なかなか難しい部分もございますが、行政主導で箱物を建ててもですね、ここには、まず人の雇用というようなこともございます。海の駅に関しましてもですね、人材をどういうふうに確保するのかということは、再建案を計画する段階から並行して考えてきたところでございまして、現在、従業員がうまくいっているのはですね、転入してきた方、よそからの転入してきた方々の視線がですね、生きているというふうに考えております。そういうようなことも含めて、様

々な時期というものを考えていきたいというふうに思っております。介護予防のことに关しましてですね、あったかふれあいセンターというのがございます。これは、県の補助が出ております。これを拡大していくという方法もございますし、今後の課題であるというふうに思っております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

時間の関係で、1問目はこれぐらいにしておきますが、今後、更なる検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

2つ目になります。ばらまきでない、弱者救済措置を求めるといふ形の質問でございます。町長は、27年度以降の予算編成には、以前のようにばらまきはしないと、こう答弁をしております。今、町にはですね、国民年金受給者が、障害給付者も含めまして1231人おられると、こう聞いております。この人たちは、他に収入のない場合、多い人でも月6万円前後の年金で生活をしていると、こういうことになるわけでございます。個人の生活は、確かに自分自身が責任を持つことが基本でありますけれども、地元では仕事がなく、子供達は県外に出て、残された高齢者は、電気やガス、水道、電話、新聞、各種税金、介護費、町会費、消費税アップ分など、本当に、それらを払っていったあとにはですね、本当に生活と申しますか、食料費、医療費もままならないという、今現状に苦しんでおる方がたくさんおります。こういう弱者に対して、行政支援までをですね、ばらまきとして片付けるのか。こういうことでございます。これはもう、福祉の範疇であります。そこで、お願ひしたいといひますか、質問しますが、27年度予算で、年齢はどうでも構いません。65歳以上でも構いませんし、また、それ以上でも構いませんけれども、要するに、所得と家族の支援状況などを考慮し、本当に困っている人に絞って、月いくらかの米や医療費、光熱費などの支援を行い、老後の生活を少しでも楽にしてあげようではないか。こういう質問でございます。仮に該当者が、仮に200人いたとしてもですね、月5千円なら、年間1200万円あります。これは多いか少ないか別としてですね、この財源は、不要な真水製造器購入費の800万円や、それから、浸水域に建設するという、防災センター費用2億円などを節減し、今朝の勤勉手当もありました。それからまた、その期末手当もありましたが、そういうものを節減してですね、そして、

賄えば十分にいけると、こう考えております。27年度、取組を求めますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答えを致します。

真水製造器はですね、800万円ではなくて、200万円でございます。しかも、県補助金半分をいただいておりますので、持ち出しは100万円ということになっております。自由に使える自主財源でございます町税収入でございますが、これは、年間1億6千万円ということでございます。この自由に使える、この自主財源の確保ということが、なかなか、本町の場合、厳しい状況があるわけでございますが、防災対策などの公共的事業もですね、教育予算も、福祉予算もできるだけ、県、国からの補助金制度を活用して、何とかインフラ整備に回しているという実態でございます。本町に十分な自主財源があるのであれば、先ほどのですね、ご提言のことも政策として実行すればよいわけでございますが、何度も申し上げてきたとおりですね、平成22年の国勢調査の数値は、23年度から5年間、使用されております。この数値によりまして、普通交付税が算定をされているわけでございます。この単年度での影響は、5700万円が減額をされております。これを単純に5年間に掛けますとですね、3億円近い一般財源不足を、どこかで捻出して、行政サービスの維持をしてきたわけでございます。そのために、見直しも実行してきたわけでございます。なお、27年度に予定されております国勢調査でございますが、28年度から、更に5年間、使用されることとなります。この人口減は、確実に減少しておりますので、28年度以降、財源的にどれぐらいの減額影響が出るのか、そういったこともですね、制度の見直しの中で、検討する必要がございます。国も地方創生ということで、別枠に予算を構えとか、いろんな議論がされておりますけれども、この見直しも勘案しながらですね、本町の体制見直しを検討していく必要があるというふうを考えております。総選挙後、国も補正予算編成を検討しているようでございます。この中にですね、弱者対策ということも含まれているようにお聞きしておりますが、この社会保障制度の抜本的改革はまだ見えておりません。このような中ですね、特別会計の軽減を図るための国保制度、国保への繰入問題、介護保険の国庫負担率を引き上げというような、地方からの要望も実

現されていない現状があるわけでございます。そのような中で、財源措置のない、財源保証もできない実情の中で、一般財源による給付を実行するということは、現在、なかなか困難ではないかなというふうに考えております。国の補正予算も見極めながら、対応していきたいというふうに思っておりますので、町全体の施策についても、将来負担を見据えた、優先度合いを考慮した政策が必要であるというふうに考えておりますので、ご提言の件でございますけれども、直ちに実行するという約束は今、できないということでございます。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)
田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

1つ言っておきますけれども、私が真水製造器800万円と言ったのは、これが導入されて1器購入したという、200万円で購入した。あと4器購入ということで、あと4器であれば800万円だということで、800万円と言ったんです。それだけ言っておきます。それからですね、確かに予算の関係もあるでしょう、財源の関係もあるでしょう、そして、時期もあるでしょう。しかしながら、今、困っているんですよ。その住民さんは。今、これだけの方が、たくさんの方が、今現在の生活に四苦八苦している状態なんですよ。そういう意味から、うちは、できる限りの範囲内で結構です。何かの手を差し延べてあげようではないかという質問でございます。これは、午前のことと言いました、もう言いませんが。そういう無駄を省いてですね、無駄と言ったら怒られるかも分かりませんが、なるべく、そういう工事費、あるいはまた、今いう、防災センターとしてもそうですよ。今年、来年27年度にやるかどうか知りませんが、2億円かけて、こういう所に防災センターを造る、全く私は無駄だと思っておりますが、そういう費用を少しでも割いて、こういう弱者救済に回してあげて欲しいということでございます。これで、2番目の質問は止めておきます。

続いて、3番目の質問をさせていただきます。県知事来町の折の提案についてという質問でございます。12月22日に県知事が来て、懇談会といいますが、住民さんとの、行政とあるいは住民さんとの、こういう交流があると、こう聞いておりましたが、それが延びたとは聞いております。次回、知事が来られたときにですね、町長の方から是非、お願いしてもらいたいということで、何点か提示したいと思っております。

1つ目にですね、生見坂の保安林の間伐の件ということで、これは先ほど、議員からもおもてなしということもありました。玄関口ということもありましたけれども、同じような趣旨でございます。生見坂から野部までの間、国道海側の樹木を中切りにして、太平洋を望むオーシャンビューで、県外客をもてなし、思い出とお土産を持たせてあげようではないかと、こういう趣旨の質問でございます。東部博覧会も開催まで、4月から始まりますが、それまでに、何とか知事をお願いして、もちろん、保安林等の、そういう法的な規制があることは十分、知っておりますけれども、それを知事の権限で、何とか緩和していただいでですね、伐採を提言していただきたい。生見坂の坂を上がって行って、カーブして、それから、野部に至るまでのトンネルを越して、野部に至るまでの右側ですね、あの樹木といいますか、トンネル状態になっている所もありますが、それを海側を伐採していただいで、太平洋を望めるようにしていただきたい。していこうではないかという質問でございます。

2つ目になります。これも以前に、町長をお願いしました。これは、ひとつそうやな、先に断っておこうか。これは町長に、前にもお願いして、断られた質問でございます。実は私、11月の18日に知事に対して県庁に行ってから渡してきたんですよ、要望書として。まさか、それが町へ来ていないと思ったもので、質問、書きました。のちに町へ回っていたということを知りましたもので、重複といいますか、町長にしたら、二番煎じのように思うかも知れませんが、そこは許容してお聞きしていただきたいと思います。県民税の減額などによる、中央と周辺地の格差是正の支援策を求めるという件でございます。東洋町から安芸市や高知市までのイベント参加や行政手続きは、1日かかりの大仕事になり、子供や大人も、中央の文化や芸術に触れる機会が少なく、ますます遅れるばかりであります。ガソリン高騰の折、中央との距離的、時間的、経済的なリスクによって、2900人の町民の負う、年間あるいは一生の間の負担は、莫大な不利益となり、その格差は甚大であります。県民税の軽減や燃料費の助成など、個々人に目に見えた地域活性化への何らかの助成を願って欲しいという質問でございます。このことは、町長より拒否されておりますけれども、知事によろしくお願いしていただきたいと思います。これが2つ目でございます。

それから、3つ目になります。漁業後継者の育成支援について要請していただきたいと思います。鮪漁業振興にとっては、インドネシア人研修だけに頼らず、地元後継者の育成や、資格取得者の養成が急務であります。高齢化してから、その今いう無線、あるいは船頭、操船、あるいは機関長、そ

ういう、その資格者が非常に今、減っていると、後継者がいないという状況を聞いております。そういうことをですね、守るためにも、本町漁業及び漁業者への支援や助成を是非、求めていただきたい。これが3つ目の質問でございます。

それから、4つ目になります。野根沖への黒潮牧場設置の要望についてお願いしたいと思っております。燃料費の高騰や不漁などによって、遠隔漁場への操業自粛が起こっております。野根沖10キロにある深層水湧昇段差域に、小型でもいい、県費による黒潮牧場の設置を求めて欲しいが、どうかという質問でございます。これによって、漁獲量の増加や燃料節減、観光漁業、それから、高齢漁業者への操業も可能になると考えております。要望して欲しいが、どうでしょうか。

それから、5つ目になります。野根川流域の堆積土石の撤去についてお願いしたいと思っております。大小合わせて10箇所以上、20箇所ぐらいあったと思うんですけども、野根川や別役川の砂防堰堤が、全て堆積土石で満杯になっておる状態であります。このままでは洪水が起こったとき、神戸のような、あるいはまた広島のようなですね、大被害の出るおそれがあります。この堆積土石を無償で払い下げてもらい、地元採取業者が撤去して、販売できるようにすれば、業者も助かりますが、県も、撤去費用の節減となり、防災対策ともなり、町長より知事に是非、談判して欲しいが、いかかでしょうかという質問でございます。

それから、地域振興策として、ふるさと会員制の立ち上げ支援を求める件でございます。昭和30年代に、関西圏に渡った建築関係者の2世や3世、年間10万人とも言われるサーファーや、I、Uターンを希望する人たちが、東洋町ふるさと住民として呼び込み、人口増加及び町活性化につなげるための財源的支援を求め、町による設立を提案したいが、どうでしょうかという質問でございます。

7番目、最後になります。町立のですね、特別養護老人ホームの設置の申し込みを求める件でございます。自宅介護の厳しい高齢者の特別養護老人ホームは、入所待ちや遠隔地への入所など、本人や家族にとっては大きな問題となっております。安芸郡下でのベッド数の枠がなく、認可できないと言われておりますが、この特老ホームを枠規制を緩和してもらい、地元50床ぐらいの町立ホームの設置を求めてはどうかという質問でございます。以上、7項目、よろしく願い申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答えを致します。

行政報告でも申し上げましたとおり、県知事の対話と実行行脚でございますけれども、現在のところ、無期延期ということになっております。想定外の衆議院解散という事態を受け、日程調整が困難になったということが理由でございます。来年度には統一地方選もございますので、早くても、5月以降の日程調整ということになろうかと思っております。また、11月18日に、この件はですね、このご提言の件は、田島議員が県秘書課に持参したものと同一のもの、その抜粋ということによろしいでしょうか。今回、このような形で、一般質問で提出をされてきたということでございます。既にですね、県に対し、直訴した形となっているというふうに思っております。そのままですね、提言をすれば、私はですね、田島議員の使者になるというような状況でございます。そのようなことは避けたいということをお聞きしたいと思います。様々なご提言も町の所管がですね、県とも協議し、既に実施している事案もあるわけございまして、実施できるものは実施する、検討余地のあるものは、継続協議しているわけでございます。法的に困難な事案もあろうかと思っておりますが、室戸土木事務所とも毎年ですね、連絡協議会という形で開催をしております。様々な要望や優先度合い、すぐできるもの、また、県予算で補正対応しなければならないもの、様々な形で協議をしてきております。また、県議会も毎年、要望を直接聞くということで、本年は、先ほどの清掃の補助金の要望をしてきたところでございまして、直ちに、それも対応してもらったところでございます。全所管課のことにつきましては、県職員からは、様々な形で指導もいただいているところでございまして、当然、大きな事業、事案となりますと、当然に県内部での協議も必要となって参ります。町も、県も、組織として動いていることをご理解願いたいと思っております。また、当然のこととして、県におきましてもですね、34市町村との均衡を図っていく必要もございます。本町だけが勝手な法解釈を要望したり、緩和要求をすることは許されないものであると考えております。海の駅の焼失という事態もございましたけれども、早期再建に向けまして、緊急的に支援をしていただいた事案もございます。県には、速やかな対応をしていただいたということで、議会でも、報告もさせていただいてきたところでございます。担当課と県の所管課との協議や情報交換をですね、差し置いて、議会としてではなく、田島議員の考えや要望だけをですね、一方的に提

言するという希望には、お応えはできないというふうに考えております。のちほど、各担当から、お答えできる範囲での件につきましては、お答えを申し上げますが、今般の知事の対話と実行行脚はですね、本町でも民間の若い方々の新たな取組が芽生えてきておりますので、その若い方々との意見交換、また、県が推進をしております産業振興計画の補助金事業の視察を想定して、日程と時間調整をしてきたところでございます。残念ではございますけれども、次の機会に期待をしたいというふうに考えております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

私の方からはですね、3の漁業後継者の育成支援について答弁させていただきます。議案質疑でも答弁致しましたが、県は、既に高知県新規漁業就業者支援事業が創設されており、漁業後継者の育成確保、I、Uターン等の漁村への受け入れの促進及び新規就業時における初期投資の負担軽減による円滑な就業の促進を図る目的として、補助金制度があります。後継者対策の育成支援として、本町も活用をしていますので、ご報告致します。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

そういう答弁でございました。町長、考えを変えていただきたい。この、あの問題については、うちは、過去に何回も、この議場で質問しております。そして、再度、これをお願いしたという形になっております。もう一度、お願いしたいと、こういうことでございます。今、課長からも、その新規就業者にとっては説明を受けましたが、しかし、この野根沖への黒潮牧場の問題とかね、今いう、野根川流域の土石の堆積、土石の撤去、生見坂の保安林間伐の件などはですね、これは、私は大事な問題やと思うんですよ。防災対策にとっても。例えば、その別役川が氾濫して、昔の大正時代のような大きな氾濫があつて、土石が流れたときにですね、それは、そのまま川が本流を堰き止めるという心配をしてるんですよ。そのときに、野根川本流の流れ

があふれて、それは、中島、中村どころか名留川まで、私は水浸しになると、そう思っております。そういうことも踏まえて、県によろしくお願ひしたいと、こういうことでございます。

それから、どういたしますか、生見坂の保安林のことについては、そう難しい問題じゃないと思っております。知事が、よしということになれば、すぐいけるんじゃないかと、こう思っております。根本から切れと言っているんじゃないんですよ。見える範囲で切って下さいと、途中で、海が見えるぐらいの範囲で。それぐらいであれば、私はいけると思うんですよ。

それから、この野根沖の黒潮牧場についてはですね、これは、漁業組合での関係者とも一度、是非、話していただきたい。これは、要望も聞いていただきたいということでございます。答弁ございますか。

議長 (今宮 裕明議長)
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)
お答えできる範囲で、お答え致しますが、野根川の堆積の件につきましては、毎年、土木の方にもお願ひもしております。そういった流れの中で、計画的にですね、場所、場所を、今年は、この部分というようなことで、対応してきております。していただいております。ただ、それをですね、売るとか、売らないとかということになってきますと、なかなか難しい部分が出てくるといふふうにお聞きしております。

それと、保安林ですけれども、これもなかなかですね、魚付き保安林ということで、様々なところへの影響がございますので、なかなか厳しいのではないかなというふうな感触を持っております。なお、今後、検討も、もう一度、協議はして参りますけれども、法的になかなか難しいかなというふうに思っております。以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)
田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫議員)

野根川については言っておきますけれども、これは私は、今回、取った野根川の別役川の下流のことじゃないんです。私が言っているのは、その別役川の山の上までいっている、順次、ついで、大小ある堰堤の土石を

撤去していただきたいと。上から、もし万が一、土石流が流れたときに、それはもう満杯ですから、そのまま川へ流されていくと、こういう心配をしているんです。時間の関係もあります。これはもう、これで止めておきますけれども。

それから、4番目の質問に入ります。臨時職員のですね、期末に準じる手当及び特殊技能者の正職員任用についてという題で質問させていただきます。今回の海の駅の人件費についてはですね、補正がありませんが、臨時職員のボーナスはどうなっているのか。海の駅の職員さんは、全て臨時職員ということでやっておりますね。今いう、調理人さんも含めて。当初計画、計上の人件費は1668万円でありました。臨時職員の期末手当に準じる手当規則によりますと、6カ月以上の方は、6月に4万円、12月には6万円を支給すると、こうなっておりますね。正職員のボーナスに準じる手当として。昔よく言われた、餅代という形でございますけれども、これは海の駅だけでなく、全臨時職員に規則どおり支給されているのか、お聞きしたいと思います。

2つ目の質問でございます。この海駅の料理長をですね、いつまでも臨時職員で雇用するのかという問題でございます。臨時雇用であれば、厳しくいえば、法的には、6カ月、6カ月の1年間しか、雇用できないのであります。来年1月の更改時にはですね、町条例、単純な労務職員として、雇う労務職員としての一の調理人として、一般職員に任用してあげるべきではないか、こういう質問でございます。

3つ目に、また、そうならばですね、また学校や保育の給食調理人や公民館などの行政事務員も、この単純な労務職員の事務員に当たるのでないか、そう思います。当たれば、速やかな任用を、労務一般職としての任用をお願いしたいという質問です。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答え致します。

ご指摘のですね、この規定はですね、もう長年、運用はされておられません。(自席より、どの分ですか、ボーナスかと発言あり。)要綱やったですかね、6万と、4万という規定はですね、もう長いこと、記憶がないほど、運用はされておられません。臨時職員の月額賃金をですね、7年間ほど改定もさ

れていなかったということで、2年前でしたかね、改定をしたところでございます。海の駅従業員については、年間に元旦だけが定休日ということで、あとはですね、土曜も、日曜も、祝日も割り振りはありますけれども、休みはないという、365日勤務を割り振られているという、勤務体系となっております。通常の、内部のですね、庁舎内の臨時職員とは違った形の勤務体系となっております。このようなことも考慮致しまして、何らかの手当の支給を検討しているところでございます。この規定を適用するかどうかも含めまして、当然、予算の範囲内でございますけれども、何とか対応したいなというふうに思っております。

海の駅の調理師につきましてもですね、来年度は勤務実態も考慮しまして、月額報酬の引き上げを検討していきたいというふうに思っております。(自席より、一般職とか、任用のことについて答弁願いますと発言あり。)それは、なかなか難しいかなというふうに思っております。

海の駅と、3番目でございますが、海の駅と学校との勤務実態を比較してもですね、一律にするような判断はできないというふうにも考えております。先ほど述べましたように、土日、祭日、年末年始も、通常の臨時職は休みでございまして、海の駅従業員は、割り振りの中で勤務をしなければなりません。元旦だけが公休でございまして、交代制とはいえ、大幅に不規則な、特殊な勤務状態に応じてくれているのでございまして、何らかの手当は当然、配慮しなければならないというふうに思いますけれども、この点でも、学校でありますとか、保育所とは比較にならないというふうに思っております。これまでも、何度か申し上げてきましたように、将来的にはですね、町から独立できる体制づくりを望んでいるわけでもございまして、給与体系も、売り上げが従業員の方に直接、跳ね返っていくような仕組みを検討して、雇用の拡大にもつなげられるようにしていきたいというふうに考えております。1年間ですね、決算も、まだ見えない段階でございまして、人材の養成もしていかなければならないというふうに考えております。今回のですね、地域おこし協力隊も、そのような中で、取組をしていただけるものというふうに期待もしているところでございます。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)
田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)
議長、申し訳ないが、終わったときに、残り時間を言ってくれますか。

議長

(今宮 裕明議長)

いいですよ。あと20分です。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

20分、了解。このボーナスについて、もう一度、お聞きしたいと思います。再確認したいのですが、これは今いう、海の駅の職員さんだけですか。他の、今いう、臨時職員さんには波及しないのか、それ1点、お聞きしたいと思います。

それから、料理長の問題についてもですね、私が言っているのは、もちろん、月給制にして、月給料を上げるということは、もちろん、大事ですけども、要するに、待遇といたしますか、その人の立場ですか、何いうんですか、それを私は、この単純な労務職員としてですね、条例に規定されたように、任用してあげて下さいと。単純労務者の中の一般職員として、格上げしてあげて欲しいと、こういうお願いなんですよ。これは一遍、そういう条例があるんですからね。これはやはり、条例に則った対応をしなければならないと、こう思います。考えていただきたいと思います。そうなってきたら、今いう、私が続きで、この学校の人らも全て、これは一遍、どうですか、町長、これは、じっくりと検討するひとつの大きな問題点だと思っておりますが、よろしく頼みたい。すぐ全員にということが難しいのであれば、1つの提案でございますが、例えば、3年とか、4年以上とかですね、勤務年数によって、その今いう、任用をしていくと、そういうことも考えられないでしょうか。お聞きしたいと思います。中には、正職員と同様の職務をこなしながら、長く、臨時職員として甘んじている人もたくさんおります。雇用労働均等法というような、そういう中でですね、やはり、同じような仕事をしておりながら、一方は正職員で、一方は臨時職員で、それはずっと、それは続けている。本当に給与体制、そういう何に、非常に恵まれない状態です、6カ月、6カ月の更改をしながらやっていっている、そういう不利な立場の人がたくさんおるんですよ。何かの形で光を当ててあげて欲しいと、そのためにも、この条例をひとつ、よく考えて対応していただきたい。確約もらえたらよろしいが、どうでしょう。お聞きします。

議長

(今宮 裕明議長)

あと17分です。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

この調理師の問題ですが、当然、これはですね、古くから(自席より、学校の調理師かと発言あり。)学校の。これは、学校が統廃合があったときにですね、何とか雇用を確保するという流れの中で、単純労務職として配置をしてきたという経緯がございます。例えば、川口が廃校になる、その職員を甲浦小学校にまわすとか、そういう流れの中で、雇用を確保してきたというふうな流れもございますが、その退職とともにですね、雇用を抑制して、人件費を抑制するという流れの中で、今の状況になってきております。ですので、定数条例からいえば、大幅に、当然、正職員が少ないという状況になってます。それはですね、やはり、人件費抑制あるいは財政健全化計画、そういった流れの中で、定数を減らしてきたという流れもございます。例えば、平成元年度であれば、全人件費を現在、比較を致しますと、8千万以上の減額になっております。そういう流れの中で、これをまた、正職員化していくという一因には、なかなか難しいのではないかなというふうに判断しております。雇用の確保にはなっておりますけれども、身分的にはですね、臨時職員という形のままで。そういう流れの中で、直ちに正職員化を図っていくということは、なかなか厳しいかなというふうに思っております。海の駅だけというようなご質問もございますが、先ほど申し上げましたように、通常の業務よりも、大変、不規則というようなことを考慮してですね、何らかの手当は出していきたいなというふうに考えております。そういう流れの中で、約束は、なかなかできないというふうにお答えをしておきます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

そういう答弁でございますけれども、本当に臨時職員さんがね、ほんまに多年度、財政健全化計画の、そういう中で落とされて、そして、元々、労務、一般職であった者がそういうように落とされて、それから、長い間、こういう不利益な、不利な、そういう状況におかれておると、こういうことでございます。しかしながら、その今、町条例にはきちんとした、そういう規約があるわけですからね。あれは確か、今現在、3名でしたかね、課長。3人でしたかね、労務関係は。4人やったか。それをね、今、言ったような、該当する事務員あるいは調理人というように、その条例のあれに該当する人だけでもね、もしそれも、そのまま全員ということになれば、やはり、3年なり、5年なり

というような任期を切って、それ以上の方から、そうしていくというような、何か救済の措置を考えていただきたいと思います。

それから、5番目の質問に入ります。AEDという、救急救命具といいますが、心臓を電気によって刺激して、そして、心肺停止した方を助けていくと、そういう器械があります。それからまた、人工呼吸というやり方の救命の仕方もあるんですが、その講習の実施についてということで、質問したいと思います。テレビなんかで見ましたが、過日、17歳の高校生がですね、学校か、どこかで覚えていた救命技能で、技術で心肺停止の人を救ったという報道がありました。我々公務員も、万一に備えてですね、率先して、そういう技能の習得をして、そして、何かあったときには、それを活用して、人命救助していくということは、非常に大事やと思うんですよ。そういう範を示さなければいけないと、こう思うんですが、正職員と議員全員の救急講習受講を提案しますが、どうでしょうか。町長の方からですか、担当でも構いませんが。答弁お願いしたいと思います。その中でですね、聞いてみると、救急の方で聞きますと、1時間半ぐらいと、それから、3時間ちょっとの2コースがあると。3時間ちょっとになれば、資格といいますが、証明といったか、そういうものがいただけるらしいですけども、要するに、簡単にというか、基本だけを教える1時間と、それからもっと、じっくりと細部にわたって講習するというコースがあるようですが、この際、全職員、全議員が休日を利用してですね、3時間コースで、東洋町の職員は、全てこれを取得しているという形にしたらどうかという提案でございますが、答弁、よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)
光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

田島議員の質問にお答えをします。

AEDの救命救急の講習の実施ということでございますが、田島議員の事例のとおり、救急講習を受講し、1人でも多くの者が、緊急時に備えることは同感であります。本町ではAEDを、平成20年度に導入致しまして、本庁舎、各学校、公民館等の公共施設に現在、13器を設置しております。また、平成20年度から22年にかけて、職員及び臨時職員を対象に、室戸消防署東洋出張所の消防署員により、3時間コースの講習会を実施しまして、職員の8割が終了をしております。質問にありますように、心肺停

止の場合は、一刻も早い救急の措置が必要と考えております。AEDを使った救急救命の措置が非常に大事だと考えております。講習会につきましては、新規採用職員も増えてきておりますので、1月の防災とボランティア週間でありますとか、9月の防災週間などの行事に位置づけまして、計画的に実施をしたいと考えております。また、自主防災組織や一般の方にも、講習会を受けていただきまして、いつでも、どこでも対応できるような体制をしたいと考えております。消防署では、1名からでも随時、受付をしておりますので、いつでも受講ができるということでもありますので、よろしくお願いしたいと思っております。

議長 (今宮 裕明議長)
田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫議員)
あと何分ですか。

議長 (今宮 裕明議長)
残り14分。

7番議員 (田島 毅三夫議員)

14分。はい、ほなゆっくりやります。課長、ありがとうございます。初めて質疑と答弁が噛み合ったような気がして、嬉しく思っております。これは今後、そういうことで、議会の方にも、うちは議長に対して、副議長、全員に対して、また相談していきたいと思っております。できれば全員が受けていきたいなという気も持っております。準備をよろしくお願いしたいと思っております。

6番目の質問に入ります。議会認定のその他の特別職委員の所信表明についてという題の質問でございます。今回ようにですね、教育委員や選管委員、農業委員などのように、議会認定の必要な特別職員は現在、提示されております、添付されております、提出されております履歴書とともにですね、この委員役職に対する、自分としては、こう考えている、あるいはまた、就任すれば、こうしたいというようなですね、考えや決意などを添付していただいたらどうかという質問でございます。以前から言われておりましたが、こういう任命についてはですね、顔も知らないという議員もおられるということがよくありました。そういう中で、その人の考え方や意気込みといえますか、そういうものが分かればですね、選任する我々にとっても非常にやり

やすくなる、認定しやすくなると。本人にとっても考えを知ってもらえてですね、すっきりするのではないかと、そう思います。そういう意味から、次回からの実施を求めたいが、これはどなたですか。答弁、よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)
大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)

田島議員の一般質問にお答えを致します。

教育委員、選管の委員、農業委員などの議会同意が必要な特別職員は、履歴書とともに、それぞれの役職に対して、就任時の決意や考えなどを添付してもらってはどうかとのご提案でございます。この件につきましては、先日、田島議員からお電話をいただきました。そのときにもお答えをしたと思いますが、本来であれば、議員ご提案のように、それぞれの委員から積極的に自分の考え等を示して、立候補していただければ、一番いいというふうに考えております。しかしながら、平成26年11月30日現在、先月末現在の人口2802人ということで、東洋町が発足した人口の約33パーセントに激減をしております。これからも、人口の自然減少が続くと予想される中、教育委員、選管の委員、農業委員などの議会同意が必要な特別委員は、人材不足でやり手がないという状況が、既に出てきております。こちらからお願いをして、やっと就任をしてもらっている現状を考えますと、現実の話として、議員のご提案は難しいのではないかなというふうに考えております。以上です。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

今、副町長から、そういう答弁もらいました。だからこそですね、もちろん、基本的には、そういうことだと思います。任命されたというか、推薦された方が自発的に自分の所信を訴えていくというのは、それはベストだと思いますけれども、現にそれはできていないわけですよ。そして、その理由として、副町長が言われるように、なかなか、なり手がない、そして、こちらから無理といいますが、お願いして頼んでいるような状況なので、そこまで言えないと、こういうことですが、農業委員会もそうなんです。これは、だいぶもめました私は。その中で、うちは、なぜ農業委員として、そういうことをしないのか、農業振興についての意気込みを言わないのかというような話をしたときに、私は結局、自分がしたくて出たんじゃないと、人がおらんき

に出てくれと、こう言われたきに出てきたんだと。だから、そういうことまでするなにはないと、こういうような意見もだいぶあるわけですよ。しかしながらですよ、選挙までする農業委員です。しない人もおりますが。そういう人は一旦、仮に嫌々であろうが、仕方なくやろうが、受けた以上ですね、農業委員としての責任があるわけですよ。それは今いう、教育委員も同じですよ。渋々であろうが、仕方なくであろうが、受けたときには、その責任を果たさなければいけない。そのためには、やはり、その時点で決意せんといかんわけですよ。だから、無理矢理頼んだから、そういうことは言えないということではなくて、自発的にでも構いませんが、そういうことをやっていただくように、これからお願いするときに、そういうことも話をしていたらどうでしょうか。もう一度、副町長、答弁をいただきたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)
大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)
お答えを致します。

まず今、田島議員の方から言われましたように、選管の委員さんであるとか、農業委員さんにつきましては、選挙制度っていうのがあります。ただ、議会同意が必要な委員さんっていうのは、その選挙で出るっていうことじゃなしにですね、農業委員にしたらですね、農協の推薦であるとか(自席より、議会推薦もあると発言あり。)議会推薦、そうです。そういうときに、同意をいただいているというふうに思っております。それぞれの委員さん、農業委員さんについては、田島議員さんも農業委員でありますので、委員会の中のことについては、詳しくはご存じだと思っております。しかし、教育委員さんであるとか、選管の委員さん、委員会の中ではですね、活発に発言をいただいているというふうに聞いておりますので、ここへ出てきて、どうこうっていうようなことが難しいということの(自席より、出てきてではなく、文書を添付してくれと言っていると発言あり。)それも含めてね。そして、さっきの発言の中に、候補者の顔も知らないという議員さんがいるというふうなご指摘ですけれども、実際に、そういう議員さんはおられますか。逆に聞きたいです。人事案件についてはね、事前に説明をしています。詳しく分からない部分についてはですね、問い合わせをいただいたらという、上から目線で言ったらいかんのですけど、詳細に説明もさせていただきたいと思っております。議運のときにも説明をしますし、議運のあと、議案もお示ししてま

で、開会までにはですね、期間もあると思いますので、説明不足のところについては、議員個々での調査も可能だというふうに考えております。そういう現実をご理解の上、よろしく願いをしたいと思います。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

ほんまに大坂副町長には、人徳というのは凄いもんやと、にこにこ笑われながら、そう言われたら、ほんまにどうにも反論はできませんけれども、今後、こういうことも踏まえてですね、やはり、考えていただきたいという気は持っております。以上、これで6問目の質問を終わっておきます。

7番目の最後の質問に入ります。あと10分ぐらいありますか。

議長

(今宮 裕明議長)

あと11分。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

もっと、ゆっくりやったらよかったね。7番目の防災及び復興対策として、高台造成と移転の県支援の依頼についてということで、質問したいと思えます。これは一応、県知事への直訴のときにもあったんですけども、こちらに回ささせていただきました。高台があればですね、高台に建てたであろうと思われる、最近、若い人はですよ、甲浦地区なんかでも、津波の浸水予測地に立派な家を建てているという事例があります。何軒かあります。しかし、心配しているのは、いくら立派なお家を建てたとしてもですね、流されてしまっちは元も子もなくなってしまう、もったいないわけでございます。家に居て亡くなった人はもちろん、いまだに仮設住宅での生活を余儀なくされている人、地元に戻れない人など、多くの被災地の現状を見てもですね、分かるようにですね、一旦、流出したらおいそれと、なかなか復興は難しい。私が行ったんは、その年の11月でしたから、まだ生々しい状況でありましたが、それ以後、3年経って、テレビ見っていますが、本当に復興があまり進んでいないという状況を見ております。それほど難しいわけですね。今回、黒潮町が、町負担が大きいとして、移転を諦めたという報道がありましたが、確かに高台移転の初期投資は大きいと思います。しかしながら、それによってですね、失う人命、財産の損失、人口流出や復興費用などと比較すればですよ、初期投資というのは、そう高いものではない、高台移転費用などは安いものだと考えるんですが、どうでしょうか。27年度には、県や国の追加支援を求められるよう、まず、庁舎や学校、公民館、地区集会所など、公共施設

の高台移転からでもですね、町としてやる、やらないは別として、まず、そこから、どうするかということぐらいからでもですね、住民を交えた町独自の計画案策定に取り組もうではないかという、こういう質問でございます。町長の英断を求めたいと思います。お願いします。

議長

(今宮 裕明議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)
お答え致します。

高台移転ということでございますでしょうか。何度も、これまでもお答えしてきておりますが、なかなか現実的ではないというふうにも思っておりますが、老朽化が進む公共施設ですね、これの建て替えも、本町の大きな課題となってきました。財源の確保や優先度の問題もございしますが、午前中にですね、保育園の調査費というのを計上させていただいたところですが、まず、木造であります保育所の建て替えということが、最優先というふうに考えております。甲浦保育園は昭和47年、銀杏保育園は昭和51年の建設というふうになっておりまして、耐震化もできない状況にあるわけでございます。今回、県の補助金で調査費を計上をさせていただいたところでございます。保育所は、現在の位置での建て替えも、高層化の検討も含めてですね、現在の位置での建て替えでも補助対象とするという、県の方針が出ておりますので、津波高も考慮して、構造的に高層化が可能なのかどうかというようなことも検討して、事業費についてもですね、どれぐらいの予算が必要になってくるのかということ进行调查していただきたいというふうに考えております。甲浦の場合は、現位置での建て替えということは、なかなか難しいかなというふうに判断しておりまして、移転が可能な場所についての検討も、今回の調査費の中ではじき出していきたいというふうに考えております。他の公共施設もですね、老朽化してきておりまして、現実的な方策を検討していかなければならないというふうには考えておりますけれども、まだまだ避難タワーの計画も現在、完了していない段階でございます。財政が許せる範囲での段階的な取組しかできていないのが現実でございますので、ご提言の件もですね、まだ、これからかなというふうに思っております。ご理解願いたいと思います。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

ちょっと前進したかなという感じの答弁でございますが、保育園等については、これは木造建築であって、これは至急、早急にしなければいけないということはよく分かります。課長、本庁舎はいつ建ちましたかね、誰か知っている方、昭和59年としたら30年。耐用年数からいえば、まだ10年や、そこらあると思いますけれども、どうせ、近いうちにとということでございます。そういうことも踏まえてですね、やはり、この公共施設をまず、高台に上げるということを考えていかなければ、万が一のときの本部といいますか、避難所、あるいはまた、指示本部としての機能が果たせなくなるわけですよ。そういう意味からも、私はやはり、この庁舎とか、公民館、あるいはまた、そういう集会所等はですね、1日も早く高台移転をしなければいけない、こう思っております。検討した結果、黒潮町のように、撤退を余儀なくされるということもあるとは思いますが、必ず来る震災です。ただ、いつ来るか分からないだけであってね。その対策として、まず、検討に入ることぐらいはですね、かかるべきやないかと思うんですよ。そこで議論して、財源問題も含めて、今後の方針を決めていけばいいのであって、その入口ですね、足踏みするような問題じゃないと思うんですよ。是非、町長に英断をいただいでですね、よし、それについて取り組んでいこうという意気込みをお聞かせ願いたいと思います。もう1つの、この高台移転をお願いする理由の1つはですね、避難すれば人命は助かります。避難所、避難路が今、どんどんできておりますから、そこに皆が助け合いながら、逃げたらですね、亡くなる方、ゼロということも、私は不可能じゃないと、こう思っております。問題は、その後の復興なんですよ。その逃げた方が住む場所なんです、家なんです。それが、甲浦地区にとったら100パーセントないですよ。完全にそこが使えるという所が。そういう状況の中で、また、もう1つは、造成したとしても、今現在、住んでいる家があるのに、そこへ向いて上がるのは嫌だという方も出てくるのは分かります。そういうことは、建て替えや新築するとき順次、上がっていただくというような形でもかまんと思うんですよ。一斉に今の家を捨ててですね、山へ上がれと、高台へ上がれということじゃなくても、そういうことも踏まえて、やはり、行政と住民さんを交えた、この高台移転について、テーブルに載せるぐらいのことは、私はやっていいんじゃないかと思うんですが、町長の考えをお聞きしたいと思います。もう1つ付け加えて、時間がありますので、言わせてもらいますが、先ほど、町長にしたら、庁舎

については、もうそろそろということを言われましたが、そういう浸水域の後ろに、しつこいようですが、防災センターを建てるということはね、これは町長、どうしてもあなたの考えは分からない。これも引っくるめて、この防災センターも引っくるめて、高台移転ということも考えて、その防災センターの着工、着手というのは、しばらく待っていただいて、そして、高台移転へというのが私の考えでございますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)
お答え致します。

先ほどですね、優先度の問題であるということで、まず、保育園をどうするかということに取り組んで参りたいというふうに思っております。庁舎もですね、このままでは2階までくるといような想定もされております。新システムをどこにするのかというような問題もあるわけですが、一応、設計はですね、高層化というようにも計画しておりますが、田島議員には反対をされていることも知っておりますけれども、高台ということになりますとですね、適地の選定ということ、あるいは水の問題、いろんな問題が出てくるわけございまして、可能な所があるのかというように、このなかなか黒潮町もですね、そういった問題、あるいは東北にしても、なかなか進まない、いろんな条件がクリアできないというようにあるわけですね。ですので、現実的な解決策ということも検討していかないかんとということで、財源の確保の目途が求められますけれども、ここの庁舎のことはですね、まだ、避難タワーもまだ、これから計画しているものにも取り組んでいかないかんとというようにございまして、財政状況がどういうふうになっていくのかということもまず、考えた上で、検討会にしてもですね、まだまだ先かなというふうに思っております。以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)
田島毅三夫君。3分59秒。

7番議員 (田島 毅三夫議員)
もう3分です。ご辛抱、よろしくお願い致します。

ちょっと離れますが、どなたに聞いたらええ、担当課長さんに聞きますが、防災計画書はできていますか、東洋町の。何年も延び延びになって。これは、我々にも見せてもらえますか。この中に、この高台移転というのは入ってないんですか。これは答弁、もらいますけれども。そういう防災計画の中にね、高台移転というような避難の、あるいはまた、そういう公共施設というのは入ってなければいけないと思うんですよ。それ、まだ見ていないから分かりませんが、その答弁をもらいたいと思います。要するに、財源問題が出てきます、黒潮町のように。しかしながらね、それはやはり、クリアしていかなければならない問題なんです。仮に5億、10億と要ったとしても、それをどうやって、その金を作っていくか、あるいは、もっと節減できないかというような形のものは検討していかなければならない。そして、私は、この高台移転によって、波及する1つの大きな効果としてですね、地元の建設業者さんらの仕事がものすごく増えるんですよ。これによって、昔、国道55号線をダンプがばんばん走ったことがあります、ああいう形のね、活性化も1つは、私は望めると、こう思っているんですよ。そして、いろいろな面に波及効果していく。町が本当に発展していくためには、こういうことも、1つのあれとして、やるべきやと思います。厳しいのは十分、承知しておりますけれども、しかし、全域浸水区域は分かっているんですよ。甲浦地区は全部、沈むんですからね。それをこのまま何もしないわけにはいかない、黒潮町とは事情も違うし、動いて駄目なら、また別の手を考えればいい、そういう考えを持っております。どうか、もう一度、時間があれば町長に答弁もらいますが、検討会ぐらいは立ち上げましょう。それをもう一度、お願いして質問を終わります。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

田島議員のご質問にお答えを致します。

地域防災計画の策定状況ということですが、9月の30日にですね、防災会議というものを開催致しまして、防災計画の方は一通り、中身はまとまっていますが、まだ製本の方はまだ、できてないです。その中でもですね、先ほどから出てくる保育園とかの件もありますけど、高台移転という項目はですね、あります。そういうのがないと、もし、やる場合にですね、地域防災計画に載っていなかったら、補助なんかも受けられないということで

すので、それは、確実に県の地域防災計画に準拠して載せてあります。以上でございます。(自席より、どのような形で載っているのかと発言あり。)300ページぐらいあるので、1行、1行、すいませんが覚えておりません。

議長

(今宮 裕明議長)

田島毅三夫君の質問が終わりました。

以上で、本日の議事日程は全部、終了しました。これにて、本日の会議を閉じます。これで、平成26年第4回東洋町議会定例会を閉会します。どうもお疲れさまでした。これにて議会放送を終了致します。

(閉会時間:16時41分)